

公 開
資料 2
(別冊)

第 1 回 役 員 会
公 開 審 議 事 項

令和 8 年 1 0 月 2 日

日 本 学 術 会 議

役員会決定（案）一覧

提案 1

No.	分類	規程名	頁
1	総則	日本学術会議の運営に関する内規	1
2		議事要旨の公開等に関する規程	13
3		日本学術会議アドバイザー等について	15
4	意思の表出等	意思の表出の手続に関する規程	18
5		「緊急型」及び「早期型」の意思の表出並びに意見表明について	44
6		日本学術会議会長談話及びメッセージについて	45
7		外部へ公表する「記録」文書の取扱いに関する規程	46
8	地区会議等	日本学術会議地区会議運営要綱	48
9		日本学術会議が実施する地方における学術の振興のための取組について	51
10	協力学術研究団体	日本学術会議協力学術研究団体規程	52
11	シンポジウム等	日本学術会議における主催等の取扱い等に関する規程	58
12		サイエンスカフェの開催手続に関する規程	68
13	国際関係	日本学術会議の行う国際学術交流事業の実施に関する内規	72
14	連携会員	連携会員（特任）選考要領	106
15	委員会	機能別委員会運営要綱	114
16		分野別委員会運営要綱	116
17		課題別委員会設置要綱	117
18	若手アカデミー	若手アカデミー運営要綱	120
19	表彰等	各賞候補者推薦対応要領	122
20		外部委員候補者等推薦依頼対応要領	123
21		日本オープンイノベーション大賞要領	124
22	その他	「共同利用・共同研究拠点」の認定に係る要望への対応要領	126

日本学術会議の運営に関する内規（案）

令和 8 年 ○ 月 ○ 日
日本学術会議第○回役員会決定

第 1 章 総則

（総則）

第 1 条 日本学術会議（以下「学術会議」という。）の運営に関する事項は、日本学術会議会則（令和 8 年日本学術会議規則第 1 号。以下「会則」という。）に定めるもののほか、この内規の定めるところによる。

第 2 章 役員会

（議案の提出）

第 2 条 役員会への議案の提出者は、次のとおりとする。

- （1）会長
 - （2）副会長
 - （3）部長
 - （4）会則第 55 条第 1 項に規定する委員会（以下単に「委員会」という。）の委員長
 - （5）発議者を含めた 5 人以上の会員
- 2 議案の提出は、会長、副会長並びに議案の内容に関連する分野を調査及び審議する部及び委員会の長と協議の上、行わなければならない。
- 3 前項の協議の結果、議案を共同提案とすることを妨げない。
- 4 議案の提出者は、役員会開催の 14 日前までに議長に議案を提出することとする。ただし、緊急の場合は、この限りでない。
- 5 議長は、前項に基づき提出された議案を役員会に付議する。

（報告の手續）

第 3 条 役員会に報告する案件を有する会員及び連携会員（本条において「報告者」という。）は、原則として役員会開催の 7 日前までに議長に案件の内容を提出することとする。

- 2 役員会は、必要と認めるときは、報告者を役員会に出席させ、説明を求めることができる。

第 3 章 委員会

（委員会の委員）

第 4 条 委員会の委員は、会員又は連携会員であることを要する。ただし、分野別委

員会の委員長は、会員でなければならない。

(課題別委員会の設置)

第5条 課題別委員会は、役員会が定めるところにより設置する。

- 2 課題別委員会は、審議が必要な課題が認められた場合に、当該期の末日を限度として時限設置する。
- 3 課題別委員会の設置に関する議案の様式その他課題別委員会に関し必要な事項は、役員会が別に定める。

(委員会の委員の決定の手続)

第6条 分野別委員会の委員の決定の手続は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、委員の候補者を別紙様式1により役員会に推薦するよう、各部に依頼する。
- (2) 各部は、会長の依頼を受け、委員の候補者を役員会に推薦する。
- (3) 役員会は、各部からの推薦に基づき委員を選考し、その結果を会長に報告する。
- (4) 会長は、前号の報告に基づき、委員に決定する。
- 2 分野別委員会を除く委員会の委員の決定の手続は、役員会が別に委員会を構成する者を定める場合にはそれに従い、その他の場合には次のとおりとする。
 - (1) 会長は、委員の候補者の推薦を副会長及び各部に依頼する。
 - (2) 副会長及び各部は、会長の依頼を受け、委員の候補者を会長に推薦する。ただし、役員会が別の会議を定める場合は、その会議が上記の推薦を行う（以下この条において同じ。）。
 - (3) 前号の規定による副会長及び各部の推薦とは別に、会長は、必要に応じ、会員及び連携会員に対して委員の候補者の募集を実施することができる。
 - (4) 会長は、第2号の規定による副会長及び各部の推薦、前号の規定による募集の結果及び役員会が別に定めるところにより会長が委員会を構成する者を指名することとされている場合における選定の結果を踏まえ、委員の候補者を役員会に推薦する。
 - (5) 役員会は、会長の推薦に基づき委員を選考し、その結果を会長に報告する。
 - (6) 会長は、前号の報告に基づき、委員に決定する。
- 3 委員会の委員を追加する場合においては、第1項第1号及び第2号並びに前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、委員会は、追加する委員の推薦を各部（前項の委員会の場合は副会長及び各部）に依頼し、又は自ら役員会に委員の推薦を行うことができることとする。

第4章 分科会、小分科会及び小委員会

(合同分科会の設置)

第7条 分科会は、複数の分野別委員会及び国際委員会により共同して置かれることを妨げない。

(分科会の構成員)

第8条 分科会の構成員には、その分科会が置かれる委員会の委員以外の会員又は連携会員を含めることができる。

(部が直接統括する分科会の設置及び構成員)

第9条 各部は、部がつかさどる分野内において共同して取り組むことが適当な課題を審議する場合には、部が直接統括する分科会を置くことができる。

2 前項により置かれる分科会の構成員には連携会員を含めることができる。

(小分科会の設置及び構成員)

第10条 科学者委員会、社会活動・広報委員会及び国際委員会に置かれる分科会に、別に役員会が定めるところにより、小分科会を置くことができる。

2 小分科会の構成員には、その小分科会が置かれる分科会の構成員以外の会員又は連携会員を含めることができる。

(小委員会の設置及び構成員)

第11条 委員会又は部に置かれる分科会に、別に役員会が定めるところにより、小委員会を置くことができる。

2 小委員会の委員には、その小委員会が置かれる分科会の構成員以外の者を含めることができる。

3 当分の間、小委員会の委員に対する手当及び旅費は支給しない。

(分科会等の設置提案)

第12条 委員会又は部が分科会、小分科会又は小委員会（以下「分科会等」という。）を設置しようとするときは、別紙様式2により役員会に提案し、承認を得なければならない。

(分科会等の委員)

第13条 分科会等の委員は、会長が決定する。

2 分科会等の委員の決定の手續は、次項に掲げる場合を除き、次のとおりとする。

(1) 分科会が置かれる委員会（小分科会及び小委員会の場合はその小分科会又は小委員会が置かれる分科会）は、委員の候補者を別紙様式1により会長に推薦するよう、各部（分野別委員会を除く委員会の場合は副会長及び各部。以下この条において同じ。）に依頼する。

(2) 各部は、前号の依頼を受け、委員の候補者を会長に推薦する。

(3) 会長は、各部からの推薦に基づき委員を選考し、決定する。

3 会則第43条第2項に基づき委嘱される連携会員（以下「連携会員（特任）」という。）の候補者を分科会等の委員として推薦する場合は、各部は、役員会が別に定める連携会員（特任）の推薦の手續と併せて、会長に委員の候補者を推薦するこ

ととする。会長は、分科会等の委員として連携会員（特任）に任命した者を、当該委員に決定する。

- 4 分科会等の委員は、辞任しようとするときは、委員長に申し出るものとする。この場合において、委員は、辞任の申出の日又は委員が当該申出において辞任の日をあらかじめ指定したときは、その日をもって辞任することとする。

（分科会等の長）

第14条 分科会等の長は、分科会等の構成員の互選により選出する。

（分科会等の招集）

第15条 分科会等は、分科会等の長が招集する。ただし、初回の分科会等は、その分科会等が置かれる委員会の長が招集する。

（分科会等における議決方法の特例）

第16条 分科会等においては、会則第4条第2項の規定にかかわらず、分科会等の長が各委員の賛否を確認した上で、分科会等の議決をすることができる。

第5章 会議

（定足数の除外）

第17条 会則第4条第1項に基づく部会、連合部会、委員会及び分科会等の定足数については、海外赴任者（海外に居所を有し、現に海外に在る者）、出張者、災害、不測の事故又は健康上の理由で出席できない者を、構成員の四分の一を上限として除外する。

（役員会における定足数の特別の定め）

第18条 会則第4条第1項に基づく役員会の定足数については、各部から1人以上の構成員の出席がなければならない。

（メール審議の実施）

第19条 会則第2条第1項に規定する学術会議の会議体（「以下「会議体」という。）が会則第6条第1項に基づき行う審議及び議決（以下「メール審議」という。）は、電子メールその他の電磁的方法（以下「電子メール等」という。）によって行う事前の意見交換及び質疑応答（以下「意見交換等」という。）並びに議決（以下「メール議決」という。）とで構成する。

- 2 メール審議は、原則として、少なくとも次の各号に掲げるとおり、意見交換等及びメール議決の期間（土曜日、日曜日及び祝日並びに年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）を除く。）を設けるとともに、それぞれの終了日時を明示して行わなければならない。

（1）総会 意見交換等に5日間、メール議決に3日間

(2) 前号以外の会議体 意見交換等に3日間、メール議決に2日間

- 3 前項第2号において、対象の議案についてメール審議の前に構成員による意見交換を行っている場合で、議長が認めるときは、意見交換等の期間を短縮又は省略することができる。
- 4 事務局担当者は、議長の指示に基づき、メール審議の事務に当たる。
- 5 意見交換等の期間中、議長は、必要に応じて補足説明並びに議案及び審議方法の修正を行う。
- 6 メール議決において、事務局担当者は議決開始の旨を電子メール等により会議体の構成員に連絡し、各構成員は、賛成、反対、保留のいずれかを事務局担当者に回答する。回答には、理由やコメント等は付さないこととする。
- 7 構成員が前項の回答を意見交換の期間中に行い、メール議決の期間中に再度回答を行わなかった場合は、当該構成員が意見交換の期間中に行った回答を正式な回答とみなす。
- 8 メール議決の終了日時までに構成員の2分の1以上の回答があったことをもって、メール審議は成立する。なお、メール議決の終了日時より前に全ての構成員から回答があった場合は、その時点でメール審議を終了する。
- 9 メール議決は、各会議体における議決の定めに従って決する。
- 10 議長は、賛成、反対、保留それぞれの回答の人数及び議決結果を、速やかに構成員に報告する。

(議事要旨)

- 第20条 各会議体（総会においては、メール審議を行った場合に限る。以下この条において同じ。）の議長（議長が指名した者を含む。）は、各会議体を開催したときは、議事要旨を作成する。
- 2 議事要旨には、会議の名称、開催日時、開催場所、出席者、議事概要その他必要と認められる事項を記載する。
 - 3 議長は、別に定める場合を除き、会議体において承認を得た後、議事要旨を閲覧に供する。
 - 4 会則第54条及び第58条並びに第16条の議決を行った場合、議長は、速やかにそれを証する書面を作成し、第1項の議事要旨に代えなければならない。
 - 5 前各項に定めるもののほか、議事要旨の作成、公開等に関し必要な事項は役員会が別に定める。

(傍聴者の遵守事項)

- 第21条 各会議体（総会を除く。）の傍聴については、日本学術会議傍聴規則（令和8年日本学術会議規則第2号）第2条から第10条までの規定を準用する。

(役員会への報告)

- 第22条 各会議体（総会及び役員会を除く。以下この条において同じ。）の長は、各会議体を開催したときは、当該会議体における議題を役員会に報告する。

第5章 雑則

(総会の議案の様式)

第23条 会則第10条第7項に規定する総会における議案の提出資料の様式は、別紙様式3とする。

(組織等の英訳)

第24条 学術会議の組織、役職等の英訳は別表のとおりとする。

附 則

この内規は、決定の日から施行する。

別表（第24条関係）

組織・役職等（和文）	英 訳
日本学術会議	Science Council of Japan
会員	Member
連携会員	Associate Member
連携会員（特任）	Designated Associate Member
会長	President
副会長	Vice President
会長特別補佐	Special Advisor to the President
科学者間の連携担当副会長	Vice President for Scientific Community Relations
意思の表出担当副会長	Vice President for Scientific Advice
政府、社会及び国民等との関係担当副会長	Vice President for Liaison with Government, Society and the Public
国際担当副会長	Vice President for International Affairs
組織運営担当副会長	Vice President for Organizational Management
第一部	Section I
第二部	Section II
第三部	Section III
部長	Chairperson of Section●
副部長	Vice Chairperson of Section●
幹事	Section Secretary
総会	General Assembly
役員会	Executive Board
部会	Section Meeting
連合部会	Joint Section Meeting
会員候補者選定委員会	Membership Nomination Committee
選定助言委員会	Nomination Advisory Committee
運営助言委員会	Governance Advisory Committee
機能別委員会	Administrative Committee
企画委員会	Committee on Strategic Planning
科学者委員会	Committee on the Scientific Community
国際委員会	Committee on International Affairs
財務委員会	Committee on Finance
社会連携・広報委員会	Committee on Public Engagement and Communications
意思の表出対応委員会	Committee on Scientific Advice
中期的な活動計画・年度計画委員会	Committee on Medium-Term and Annual Planning

自己点検評価委員会	Committee on Self-Assessment and Evaluation
会長候補者選考委員会	Committee on Presidential Nomination
分野別委員会	Disciplinary Area committees
言語・文学委員会	Committee on Language and Literature
哲学委員会	Committee on Philosophy
心理学・教育学委員会	Committee on Psychology and Education Studies
社会学委員会	Committee on Sociology
史学委員会	Committee on History
地域研究委員会	Committee on Area Studies
法学委員会	Committee on Law
政治学委員会	Committee on Political Science
経済学委員会	Committee on Economics
経営学委員会	Committee on Management and Business Studies
基礎生物学委員会	Committees on Basic Biology
統合生物学委員会	Committee on Integrative Biology
農学委員会	Committee on Agricultural Science
食料科学委員会	Committee on Food Science
基礎医学委員会	Committee on Basic Medical Sciences
臨床医学委員会	Committee on Clinical Medicine
健康・生活科学委員会	Committee on Health and Human Life Sciences
歯学委員会	Committee on Dentistry
薬学委員会	Committee on Pharmaceutical Sciences
環境学委員会	Committee on Environmental Studies
数理科学委員会	Committee on Mathematical Science
物理学委員会	Committee on Physics
地球惑星科学委員会	Committee on Earth and Planetary Science
情報学委員会	Committee on Informatics
化学委員会	Committee on Chemistry
総合工学委員会	Committee on Comprehensive Synthetic Engineering
機械工学委員会	Committee on Mechanical Engineering
電気電子工学委員会	Committee on Electrical and Electronic Engineering
土木工学・建築学委員会	Committee on Civil Engineering and Architecture
材料工学委員会	Committee on Materials Engineering
課題別委員会	Issue-oriented Committees
委員会	Committee (on ●●)
分科会	Subcommittee (on ●●)
小分科会	Working Subcommittee (on ●●)

小委員会	Working Group (on ●●)
連絡会議	Liaison Committee
委員長	Chair of Committee on ●●
副委員長	Vice-Chair of Committee on ●●
(委員会) 幹事	Committee Secretary
地区会議	Regional Conference
若手アカデミー	Young Academy
協力学術研究団体	Cooperating Academic Organizations
事務局	Secretariat
事務局長	Secretary-General
事務局次長	Deputy Secretary-General
部長	Director General
課長	Director
係長/専門職	Unit Chief
係員/専門職付	Staff Member
運営企画部	Strategy and Operations Department
運営企画課	Strategy and Operations Division
会員選考課	Membership Selection Division
広報・渉外部	Communications and External Relations Department
広報課	Communications Division
渉外課	External Relations Division
情報システム課	Information Systems Division
管理部	Administration Department
総務課	General Affairs Division
財務・経理課	Finance and Accounting Division
審議部	Scientific Affairs Department
審議総括課	Scientific Coordination Division
審議審査課	Review Division
審議運営課	Committee Operations Division
国際部	International Affairs Department
国際企画課	International Planning Division
国際連携課	International Relations Division

別紙様式 1（第 6 条及び第 13 条関係）

日本学術会議会長

〇〇 〇〇 殿

第〇部長 〇 〇 〇 〇

（委員会・分科会等名称）の委員として、下表のとおり、候補者を推薦します。

（委員会・分科会等の名称）

氏 名	所 属 ・ 職 名	備 考

* 備考欄には「第〇部会員」「連携会員」「連携会員（特任）」の区分を記入するとともに、「連携会員（特任）」
の場合には、「連携会員（特任）選考要領」（令和 8 年〇月〇日第〇回役員会決定）に定める様式を添付する。

別紙様式3（第23条関係）

提 案	
年 月 日	
件 名	
1 提 案 者	○○ ○○
2 議 案	
3 提案理由	

別紙様式 2（第 1 2 条関係）

提案者：●●委員会委員長 ●● ●●

分科会名	所属委員会名 ／担当部	委員の構成	設置目的	審議事項	設置期間	備考	提案者確認欄 (分野別委員会のみ)
							☐ 単独の学協会ではなく学術会議であるからこそ可能な、俯瞰的視点や分野横断的視点から審議するものとなっているか。 ☐ 他の分科会等と審議事項の重複がないか。 ☐ 委員の人数構成は適切か。

【記載要領】

設置する分科会等につき、様式の各項目を御記入の上、事務局の担当者に御提出ください。なお、複数の委員会の下に設置される分科会等である場合には、委員会間で調整の上、連絡窓口となる委員会から御提出ください。

1 所属委員会名

分科会等を設置する委員会の名称を記載してください。なお、複数の委員会の下に設置される分科会等である場合には、委員会間で調整の上、複数の所属委員会名を記載するとともに、主体となる委員会に○印を付けてください

2 委員の構成

分科会等の委員の構成を記入してください。なお、人数については、分科会等として活動できる人数の範囲を考慮の上、記入してください。
(例) 「○名以内の会員及び×名以内の連携会員」
「○名以内の会員又は連携会員」

3 設置目的

分科会等の設置目的を 2 0 0 ～ 3 0 0 字程度で記入してください。分野別委員会に置かれる分科会等の場合は、単独の学協会ではなく、学術会議だからこそ可能な俯瞰的視点や分野横断的視点から審議を行うものであることを必ず記載し、記載箇所には下線を引いてください。部が直接統括する分科会等の場合は、当該分科会を担当部が直接統括する必要性についても記入してください。

4 審議事項

分科会等における審議事項を 5 0 字以内で記入してください。なお、具体的な課題を設定して審議を行う場合は、そのことを示して報告書の作成時期についても記入してください。
(例) 「○○○○○の審議に関すること。」

5 設置期間

始期と終期を記入してください。

6 備考

その他、何か記載すべき事項がありましたら記入してください。

7 提案者確認欄

分野別委員会においては、提案者である委員長が確認欄の各項目にチェックを入れた上で御提出ください。

議事要旨の公開等に関する規程（案）

令和 8 年 ○ 月 ○ 日
日本学術会議第○回役員会決定

（総則）

第1条 日本学術会議の運営に関する内規（令和8年○月○日第○回役員会決定。以下「内規」という。）第20条の規定に基づき、日本学術会議会則（令和8年日本学術会議規則第1号）第2条第1項に規定する学術会議の会議体（以下「会議体」という。）における議事要旨の作成、公開等に関する事項を定める。

（議事要旨の作成）

第2条 会議体の長は、議事要旨の作成、承認及び公開に責任を持つものとし、議事要旨の作成者（原則として委員のいずれか）を指名する。

（議事要旨への記載事項）

第3条 議事要旨には、内規第20条第2項に規定する次の事項（以下「必須記載事項」という。）を必ず記載するものとする。ただし、必須記載事項を具体的にどのように記載するかについては、各会議等がそれぞれ自由に決めるものとする。

（1）会議の名称

会議等の名称のほか、何回目の開催に当たるかについても記載する。また、議事要旨の標題の一部をもって会議等の名称を記載したものとみなすことができる。

（例1）○○委員会（第○○期・第○回）

（例2）第○○回役員会 議事要旨（※標題の一部とする場合）

（例3）日本学術会議 ○○委員会○○分科会（第○○期・第○回）

（2）開催日時

開催年月日、曜日、開始時刻及び終了時刻を記載する。

（3）開催場所

会議等が開催された建物、会議室（会場）を記載する。

（例）日本学術会議 5-A（1）会議室

（4）出席者

原則として、会議等に参加した者の氏名（名簿を別途公開している場合には姓のみでも可）を記載する。オンライン会議による参加の場合は、その旨がわかる記載とする。

（5）議事概要

会議等における議事の経過及び決定事項について記載する。基本的には議事次第に沿って審議の結果を記載すれば足りるが、各会議等の判断により、以下の事項について記載することもありうる。

ア 主な質疑応答の概要に関する記載

イ 意見や発言の逐語的な記録

ウ 発言者名

2 上記必須記載事項以外の事項（会議欠席者、事務局陪席者、配布資料名等）の記載は、任意とする。

(議事要旨の承認及び公開)

第4条 議事要旨の承認は、次に掲げる方法等により当該会議等出席者(参考人を含む。)が確認した後に行うこととし、承認後は議事要旨の「案」「未定稿」等の記載を削除して議事要旨が確定したことを明確にする。

- (1) 会議等開催後にメール等により出席者が議事要旨の内容を確認し、出席者全員が確認したことが明らかになった後、次回の会議等において承認を得る。
- (2) 会議等開催後にメール等により出席者が議事要旨の内容を確認し、出席者全員が確認したことが明らかになった後、承認については会議体の長に一任する。
- (3) 承認後の議事要旨は、原則として、日本学術会議のウェブサイト上に公開する。
- (4) 議事要旨作成者は、遅くとも会議等開催後1か月以内に、承認後の議事要旨を事務局の会議等担当者に提出し、会議等担当者は、提出後遅滞なく、当該議事要旨がウェブサイト上に公開されるよう努める。

(メール審議の取扱い)

第5条 内規第19条の規定に基づき、メール審議を開催した場合については、原則として、第1条から第4条の規定に準じて議事要旨を作成するものとし、メール審議であることを明記することとする。ただし、メール審議における記載事項のうち、出席者については、出席者数の記載があれば足りる。

附 則

本規程は、決定の日から施行する。

日本学術会議アドバイザー等について（案）

令和 8 年 ○ 月 ○ 日
日本学術会議第○回役員会決定

（総則）

第1条 日本学術会議は、必要に応じて、日本学術会議アドバイザー及び日本学術会議外国人アドバイザーを置くこととし、その委嘱の手續及び運用に関することは、本決定によるものとする。

（日本学術会議アドバイザー）

- 第2条 会長又は副会長は、日本学術会議の活動に助言を行う者として、会員又は連携会員の中から、日本学術会議アドバイザーを会長に推薦することができる。ただし、特に必要と認められる場合には、会員又は連携会員以外の者で、優れた研究又は業績を有する者の中から日本学術会議アドバイザーの候補者を推薦することができる。なお、役員会に提案する前に、本人の内諾を得ておかなければならない。
- 2 会長は、前項の推薦を踏まえ、役員会の承認を得て、日本学術会議アドバイザーを委嘱する。
- 3 会長が推薦する者は6名以内、副会長が推薦する者は9名以内とし、任期は委嘱をした期の期末を超えないものとする。

（日本学術会議外国人アドバイザー）

- 第3条 会長、副会長又は各部は、日本学術会議の活動に協力する者として、優れた研究又は業績を有する外国人を日本学術会議外国人アドバイザー（以下「外国人アドバイザー」という。）の候補者として会長に推薦することができる。ただし、国際会議等への代表派遣を目的とする外国人アドバイザーの候補者の推薦を行う際は、国際委員会による審査を経て、会長に推薦するものとする。なお、役員会に提案する前に、本人の内諾を得ておかなければならない。
- 2 会長は、前項の推薦を踏まえ、役員会の承認を得て、外国人アドバイザーを委嘱する。
- 3 外国人アドバイザーは9人以内とし、任期は委嘱をした期の期末を超えないものとする。ただし、国際会議等への代表派遣を目的とする外国人アドバイザーの任期は、派遣準備から出張報告提出までの必要最小限の短期間に限定することとする。
- 4 外国人アドバイザーの任務に対する海外渡航旅費は、予算の範囲内において支給する。

（役員会への出席）

第4条 日本学術会議アドバイザー及び外国人アドバイザーは、会長の求めに応じて役員会に出席し、意見を述べることができる。

(報酬)

第5条 日本学術会議アドバイザー及び外国人アドバイザーの報酬は、次の各号のとおりとする。

- (1) 会員又は連携会員 日本学術会議会員等手当支給規則（令和8年日本学術会議規則第5号）第2条に規定する非常勤手当
- (2) 会員又は連携会員以外 前号の非常勤手当と同額の諸謝金（日額）

2 日本学術会議アドバイザー及び外国人アドバイザーとして業務を行った日に会員又は連携会員としての業務を行った場合の報酬は、前項第1号に基づく非常勤手当のみを支給する。

(雑則)

第6条 日本学術会議アドバイザー又は外国人アドバイザーの候補者の推薦は、別紙様式により行うものとする。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

別紙様式

(日 付)

日本学術会議会長
〇〇 〇〇 殿

〇〇 〇〇

以下のとおり、表2の者を日本学術会議アドバイザー／日本学術会議外国人アドバイザーの候補者として推薦します。

(表1) 参画する期間等

任 期	年 月 日 ～ 年 月 日
備 考	

注) 国際会議への代表派遣の場合は会議名を備考に記載。

(表2) 日本学術会議アドバイザー／日本学術会議外国人アドバイザー候補者

氏名	国籍	年齢	性別	現 職	専門分野

(表3) 選考理由についての説明

氏 名	理 由 説 明

注) 会員又は連携会員以外の者を推薦する場合は、経歴書(様式任意)添付すること。

意思の表出の手續に関する規程（案）

令和 8 年 ○ 月 ○ 日
日本學術會議第○回役員會決定

目次

- 第 1 章 總則（第 1 条～第 3 条）
- 第 2 章 手續
 - 第 1 節 提案（第 4 条～第 8 条）
 - 第 2 節 作成（第 9 条～第 11 条）
 - 第 3 節 査読（第 12 条～第 19 条）
 - 第 4 節 承認（第 20 条～第 22 条）
 - 第 5 節 公表（第 23 条～第 27 条）
 - 第 6 節 事後的な評価（第 28 条～第 31 条）
- 第 3 章 雜則（第 32 条～第 33 条）
- 附則

第 1 章 總則

（總則）

- 第 1 条 日本學術會議會則（令和 8 年日本學術會議規則第 1 号。以下「會則」という。）
第 34 条第 4 項に定める意思の表出に関し必要な事項は、この規程の定めるところによる。

（定義）

- 第 2 条 この規程において「提言等」とは、會則第 34 条第 1 項に定める意思の表出のうち、要望、声明、提言及び回答をいう。
- 2 この規程において「分科會等」とは、次に掲げるものをいう。
- （1）會則第 47 条に定める部
 - （2）會則第 55 条第 1 項に定める委員會
 - （3）會則第 56 条第 1 項に定める分科會
 - （4）會則第 60 条第 1 項に定める若手アカデミー

（意思の表出に係る手續の特例）

- 第 3 条 意思の表出のうち、次の各号に掲げる場合、この規程は適用しないものとし、この場合の手續は別に定める。
- （1）日本學術會議法（令和 7 年法律第 70 号。以下「法」という。）第 38 条に基づく諮問に対する答申及び第 39 条に基づく勸告の場合

- (2) 緊急又は早期の発出が求められる意思の表出であると会長が認める場合
- (3) 意思の表出の性質にかんがみ、この規程の手続を経ることが馴染まないと会長が認める場合

第2章 手続

第1節 提案

(申出)

第4条 分科会等が意思の表出を行うことを希望する場合、分科会等の長は、次の各号に掲げる検討事項を意思の表出の申出書（別紙様式1）に記載し、意思の表出対応委員会（以下「対応委員会」という。）に申し出る。

(1) 総論

- ア 概要（名称、種類及びその理由、提案の内容、背景・経緯（過去に発出された意思の表出との関係）、提案に係る国内外の議論の現状と課題）
- イ 日本学術会議（以下「学術会議」という。）が発出するに相応しい意義及び必要性
- ウ 発出の時期及びその理由（今期中に発出しなければならない理由）

(2) 各論

- ア 骨子案
- イ 具体的な読者及び名宛人（関係府省庁は必ず記載）
- ウ 異なる意見に対する公平な取扱いの考え方
- エ 作成時の意見交換の相手方（関係府省庁、地方公共団体、関係団体、市民（異なる意見を有する者を含む））等
- オ グローバルな議論の状況への目配り
- カ 意思の表出の実現に向けたフォローアップ計画（1年以内、3年以内及び概ね5年から10年を目安とする長期的な計画）
- キ 分科会等におけるこれまでの審議経過
- ク 公表に向けた今後のスケジュール
- ケ その他対応委員会が必要とする事項

(申出に係る事前調整)

第5条 分科会等が前条の申出を行うことを希望する場合、当該分科会等の長は、あらかじめ次の各号に掲げる組織の者と調整を行う。

- (1) 当該分科会等が分野別委員会又は部が直接統括する分科会（以下「部附置分科会」という。）については、所属する部
- (2) 当該分科会等が分野別委員会に置かれる分科会については、所属する分野別委員会及び部

(3) 当該分科会等が機能別委員会又は課題別委員会に置かれる分科会については、所属する委員会

2 分科会等が前条の申出を行うに当たり、必要に応じて申出の内容に係る分科会等と調整を行う。

(役員会による意思の表出の作成依頼)

第6条 役員会は、学術会議として意思の表出の発出が必要であると認めるときは、当該意思の表出に係る分科会等に意思の表出の案の作成を依頼することができる。この場合、依頼された分科会等においては、第4条により申し出る。

(助言)

第7条 対応委員会は、第4条の申出について同条各号に掲げる検討事項が網羅的かつ具体的に記載されているか確認を行い、当該申出を行った分科会等の長に、第4条各号に掲げる事項その他の作成に当たって留意すべき事項について助言を行う。

2 対応委員会は、申出書の記載を確認し、第4条各号に掲げる事項が満たされていないと判断した場合、改めて申出書の提出を求めることができる。

(取りまとめ委員)

第8条 対応委員会は、委員の中から、意思の表出の申出ごとに取りまとめ委員を1名置く。

2 取りまとめ委員は、対応委員会において、申出に対する助言、意思の表出の案の査読又は承認及び事後的な評価に係る取りまとめ等を行う。

第2節 作成

(意思の表出の案の作成)

第9条 分科会等は、別紙様式2に従い意思の表出の案を作成する。意思の表出の案は、本文は20ページ程度、本文の要旨は2ページ程度とする。

(意思の表出の案の作成の留意点)

第10条 意思の表出を作成する分科会等は、第4条の申出及び第7条の助言のほか、次の各号に掲げる留意点を踏まえ、意思の表出の案を作成する。

- (1) 日本における科学者の代表機関としての学術会議が発出するに相応しい論理性と倫理性
- (2) 内容の実現可能性と実行可能性（関係府省庁等の現在の施策の実施状況・今後の施策の検討状況等の記載）
- (3) 読みやすさ、簡潔な要旨、客観的かつ洗練された穏当な記載
- (4) 記述・主張を裏付けるデータ及び資料の出所の明記（著作権の適切な取扱い）、

恣意的な切り取りにならないような適切な引用

- (5) 利益誘導と誤解されることのないような配慮、かつ意思の表出に關しての開示すべき利益相反の記載
- (6) 異なる意見の公平な取扱い
- (7) 意見集約が困難な事項の両論併記
- (8) グローバルな議論の状況への目配り
- (9) 想定する読者及び名宛人を意識した記載
- (10) 学術会議における過去の意思の表出等の公表文書、直近に発出予定の意思の表出等の文書、關係する分科会等の動向との通時的な整合性

(外部機関等との意見交換)

- 第11条 意思の表出(報告を除く。)の案を作成する分科会等は、当該案の作成に当たって、關係府省庁又は地方公共団体等の政策立案者、学協会、専門職団体、産業界、非政府組織・特定非営利活動法人その他の団体、市民等と意見交換を行う。その際、意見交換の相手方との間に信頼を伴うコミュニケーションが成り立つよう努めるとともに、法第2条第2項に定める学術會議の運営における自主性及び自律性が確保されるよう留意する。
- 2 分科会等は、意見交換の相手方について、総合的・俯瞰的な視点に留意し、検討課題の性格に応じて多様な分野を代表する機関等から選択するよう努める。
- 3 意見交換を行った分科会等は、議事概要等を作成する。

第3節 査読

(査読組織への意思の表出の案の提出)

- 第12条 次条から第15条に定める査読を受ける分科会等は、作成した意思の表出の案について、査読を行う部、委員会(以下「査読組織」という。)に提出する前に事務局に提出し、形式的な修正その他の確認を受けるものとする。
- 2 事務局は、前項の確認がなされた意思の表出の案のほか、分科会等が作成した意思の表出の案の提出チェックシート(別紙様式3)及び前条第3項の議事概要等を、次条から第15条に定める査読組織に提出する。

(提言等の案の査読)

- 第13条 次の第1号又は第2号に掲げる分科会等が作成した提言等の案については、同号に掲げる査読組織が査読を行う。
- (1) 部、部附置分科会、機能別委員会、分野別委員会、課題別委員会又は若手アカデミーが作成した提言等の案については、対応委員会
 - (2) 機能別委員会、分野別委員会又は課題別委員会に置かれる分科会が作成した提言等の案については、当該案を作成した分科会が置かれる委員会及び対応委員会

- (3) 前号において、提言等の案を作成した分科会が置かれる委員会の委員長又は対応委員会の委員長が合同で査読を行わないことが望ましいと判断した場合は、合同で行わないこととする。

(見解の案の査読)

第14条 次の第1号から第3号に掲げる分科会等が作成した見解の案については、同号に掲げる査読組織が査読を行う。

- (1) 機能別委員会又は課題別委員会に置かれる分科会が作成した見解の案については、当該機能別委員会又は課題別委員会
- (2) 部附置分科会又は分野別委員会が作成した見解の案については、それぞれ所属する部
- (3) 分野別委員会に置かれる分科会が作成した見解の案については、当該分野別委員会及び所属する部
- (4) 前号において、当該分野別委員会の委員長又は部の部長が合同で査読を行わないことが望ましいと判断した場合は、合同で査読を行わないこととする。

(報告の案の査読)

第15条 分野別委員会に置かれる分科会が作成した報告の案については、当該分野別委員会において査読を行う。

(査読の視点及び査読者の数)

第16条 査読組織（対応委員会を除く。）による査読は、主に専門的見地に基づき行うものとし、当該査読組織に所属する会員若しくは連携会員（意思の表出の案を作成した分科会等に所属する会員又は連携会員を除く。以下この条において同じ。）の中から当該査読組織の長が指名する者2名以上、又は会員若しくは連携会員の中から当該査読組織の長が指名する者2名以上により行う。

- 2 対応委員会による査読は、主に総合的・俯瞰的見地に基づき行うものとし、対応委員会を組織する者及び対応委員会の委員長が指名する者（会員若しくは連携会員でない者も含む。）2名以上により行う。

(複数の分科会等が意思の表出の案を作成する場合の査読の手順)

第17条 複数の分科会等が連名で意思の表出の案を作成する場合、作成する分科会等が所属する委員会、部が複数あるときは、査読は次の各号のいずれかの手順により行う。いずれの手順とするかについては、意思の表出の案を作成する主たる分科会等（以下「主たる分科会等」という。）の査読組織が決定する。

- (1) 提言等の案は、次のいずれかの手順による。

ア 提言等の案を作成した分科会等が所属する全ての査読組織から1名以上の査読者を選び、これに第13条第2号による対応委員会の査読者を2名以上加

え、合同で査読を行う。この場合、次条第2項のエディターが査読を統括する。

イ 提言等の案を作成した分科会等が所属する全ての査読組織のうち、主たる分科会等の査読組織から査読者を2名以上選び、これに第13条第2号による対応委員会の査読者2名以上を加え、合同で査読を行う。この場合、次条第2項のエディターが査読を統括することとし、また、全ての査読組織が査読したものとみなす。

(2) 見解の案は、次のいずれかの手順による。

ア 見解の案を作成した分科会等が所属する全ての査読組織から1名以上の査読者を選び、これに第14条第3号による部の査読者を2名以上加え、合同で査読を行う。この場合、次条第3項のエディターが査読を統括する。

イ 見解の案を作成した分科会等が所属する全ての査読組織のうち、主たる分科会等の査読組織から査読者を2名以上選び、これに第14条第3号による部の査読者を2名以上加え、合同で査読を行う。この場合、次条第3項のエディターが査読を統括することとし、また、全ての査読組織が査読したものとみなす。

(3) 報告の案は、次のいずれかの手順による。

ア 報告の案を作成した分科会等が所属する全ての査読組織から1名以上の査読者を選び査読を行う。

イ 報告の案を作成した分科会等が所属する全ての査読組織のうち、主たる分科会等の査読組織から査読者を2名以上選び査読を行う。この場合、全ての査読組織が査読したものとみなす。

(エディター)

第18条 エディターは、第13条第2号又は第14条第3号に定める合同で査読を行う場合であって、査読組織間の調整を図る必要があるときに置くものとする。

2 第13条第2号の合同で査読を行う場合のエディターは、対応委員会の委員長が決めるものとし、第8条の取りまとめ委員又は会員若しくは連携会員から選んだ30名程度の候補者（以下「エディター候補者」という。）の中から1名を充てる。

3 第14条第3号の合同で査読を行う場合のエディターは、部の部長が決めるものとし、前項のエディター候補者の中から1名を充てる。

(査読における確認事項)

第19条 意思の表出の種類にかかわらず、対応委員会その他の査読組織における査読において確認すべき事項は、第10条に掲げる留意点とする。

第4節 承認

(承認)

第20条 第13条から第15条までのいずれかの査読を終えた意思の表出の案又

は第22条の査読を受けない意思の表出の案について、当該意思の表出の案を作成した分科会等は、次に掲げる意思の表出の種類ごとに定める承認を行う組織（以下「承認組織」という。）に意思の表出の案を提出し、承認を受ける。

- (1) 要望、声明の案の場合 総会（緊急又は早期の発出が求められるなどの事情があると会長が認める場合は役員会）
- (2) 提言、回答の案の場合 役員会
- (3) 見解の案の場合 対応委員会
- (4) 報告の案の場合 次に掲げる組織
 - ア 部、機能別委員会、課題別委員会又は若手アカデミーが作成する案の場合 対応委員会
 - イ 部附置分科会、分野別委員会又は分野別委員会に置かれる分科会が作成する案の場合 所属する部
 - ウ 機能別委員会又は課題別委員会に置かれる分科会が作成する案の場合 当該機能別委員会又は課題別委員会

（承認の視点及び問題点の指摘等）

第21条 承認組織は、第19条の査読において確認すべき事項を満たしたのになっているか確認し、当該確認事項が満たされていると認める場合は承認するものとし、当該確認事項が満たされていないと認める場合は、分科会等の長に対して問題点を指摘し、又は査読組織に対し改めて査読の実施を求めることができる。

（査読を受けないときの承認の手続）

第22条 第14条又は第15条の査読を受けない次の各号に定める分科会等は、作成した意思の表出の案について、承認組織に提出する前に事務局に提出し、形式的な修正その他の確認を受けるものとする。

- (1) 見解の案を作成した部、機能別委員会、課題別委員会又は若手アカデミー
- (2) 報告の案を作成した部、部附置分科会、機能別委員会若しくは当該委員会に置かれる分科会、分野別委員会、課題別委員会若しくは当該委員会に置かれる分科会又は若手アカデミー

2 事務局は、前項の確認がなされた意思の表出の案のほか、分科会等が作成した意思の表出の案の提出チェックシート（別紙様式3）及び第11条第3項の議事概要等を第20条の承認組織に提出する。

3 承認組織は、意思の表出の案を審議する際、第14条又は第15条に準じた査読を行った上で承認するものとする。

第5節 公表

（公表）

第23条 承認された意思の表出は、学術会議ウェブサイト及び分科会等が作成する記者公表用要旨（別紙様式4）により公表する。要望、声明、提言については記者会見等を行うことを原則とし、その他の意思の表出については必要に応じ、記者会見等を行うことができる。

（周知方法）

第24条 承認された意思の表出の周知方法については、次のとおり取り扱う。ただし、会長が必要と認める場合には、これにかかわらず、別の取扱いをすることができる。

種類	表出主体	周知方法
要望 声明 提言	学術会議	・会長名で、関係大臣宛て、公文書を添付し配付。 ・事務連絡により、内閣官房副長官、内閣官房副長官補（内政）、内閣総務官及び関係府省庁に配付。
見解 報告	部、委員会、 分科会又は 若手アカデ ミー	・事務連絡により、関係府省庁に配付。
回答	学術会議	・会長より、審議依頼者に対して、回答を手交（手交の際は審議依頼者宛て会長名の公文書を添付する。）。ただし、審議依頼者が大臣、副大臣及び大臣政務官のいずれでもない場合には、審議依頼者宛て会長名の公文書を添付し、送付することで代えることができる。 ・必要に応じ、事務連絡により、関係府省庁に配付。

2 前項のほか、意思の表出を作成した分科会等は、必要に応じ、行政府、立法府、司法府、地方公共団体、学協会その他の関係機関又は団体に対し、個別の方法で周知を行う。

（役員会及び総会への報告）

第25条 承認された意思の表出は、原則として当該意思の表出を発出した後の直近に開催される役員会及び総会に報告する。

（広報用チラシの作成）

第26条 意思の表出を作成した分科会等は、一般の国民が興味・関心を抱き、本文の閲覧につながるような広報用チラシを作成することに努める。ただし、提言については原則広報用チラシを作成する。

2 広報用チラシの作成の手續は、次のとおりとする。

（1）広報用チラシは、様式例（別紙様式5）及び学術会議ウェブサイトに掲載されたチラシの具体例を参考にして作成する。片面1ページとし、一般の国民を引き

付けるわかりやすく親しみやすい記載とする。

- (2) 広報用チラシを作成した分科会等は、当該広報用チラシを外部に公表する前に、社会活動・広報委員会に意見を求める。
- (3) 事務局は、前号の社会活動・広報委員会における確認の後、当該広報用チラシを学術会議ウェブサイトで公表する。

(英訳の作成)

第27条 意思の表出を作成した分科会等は、意思の表出の本文の英訳及び要旨の英訳を作成することに努める。ただし、提言及び見解については、要旨の英訳を作成する。事務局は予算等の状況に応じて英訳の校閲を支援する。

2 英訳の作成の手続は、次のとおりとする。

- (1) 英訳は、元となる意思の表出と同じ内容であることを原則とし、英訳の冒頭で、元となる意思の表出の英訳であることを明記する（例：This English version is a translation of the original written in Japanese.）。
- (2) 英訳を作成した分科会等は、当該英訳を外部に公表する前に、英訳の作成の事実等を役員会へ報告することとし、やむを得ず公表前に報告することができなかった場合は、公表後直近の役員会へ報告する。
- (3) 事務局は、前号の本文の英訳及び要旨の英訳を学術会議ウェブサイトで公表する。

3 意思の表出の種類の英訳は、次のとおりとする。

種類	英訳
要望	Request
声明	Statement
提言	Recommendation
見解	Advisory Opinion
報告	Report
回答	Response

第6節 事後的な評価

(フォローアップ・レポートの作成)

第28条 提言及び見解については、意思の表出を作成した分科会等の長の責任においてフォローアップ・レポート（別紙様式6）を作成し、意思の表出を行った日の6か月後から1年以内に対応委員会に報告する。

(インパクト・レポートの作成)

第29条 提言については、意思の表出を作成した分科会等の長の責任においてインパクト・レポート（別紙様式7）を作成し、意思の表出を行った日から3年以内に対応委員会に報告する。

2 意思の表出を作成した分科会等は、これまでに発出された関連の意思の表出やイ

ンパクト・レポートを検証しながら、概ね5年から10年を目安とする中長期的な視点でのインパクト・レポートの作成に努める。

(意思の表出を作成した分科会等が置かれていない場合の取扱い)

第30条 意思の表出を作成した分科会等が継続して置かれていない場合であって、当該分科会等が所属する部又は委員会があるときは、当該部又は委員会の長、若しくは当該部又は委員会が指名する分科会等の長がフォローアップ・レポート又はインパクト・レポートを作成することとし、当該分科会等が所属する部又は委員会がないときは、別に役員会が指名する者あるいは作成を希望する者がフォローアップ・レポート又はインパクト・レポートを作成する。

(レビュー及びフィードバック)

第31条 対応委員会は、第28条に定めるフォローアップ・レポート又は第29条に定めるインパクト・レポートについて、分科会等から報告を受けた場合、これを適切にレビューし、当該フォローアップ・レポート又はインパクト・レポートを作成した分科会等にフィードバックする。

2 意思の表出を作成した分科会等(当該分科会等が置かれていない場合は、前条に定める者)は、対応委員会からフィードバックされたレビューを参考にして、次の意思の表出の課題検討の審議に資するものとする。

3 レビュー及びフィードバックに係る手続等については、対応委員会において、別に定める。

第3章 雑則

(記録)

第32条 分科会等は、今期中に意思の表出の発出に至らない審議途上の文書であって、外部に公表することを意図するものについては、「記録」として、学術会議ウェブサイトで公表することができる。

2 「記録」の文書の取扱いについては、別に定める。

(雑則)

第33条 この規程に定めるもののほか、意思の表出の手続その他の意思の表出に関し必要な事項は、役員会又は対応委員会が定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、決定の日から施行する。

(経過措置)

第2条 第3条第1号の規定にかかわらず、答申及び勧告の周知方法及び名称の英訳については、当分の間、次の取扱いによるものとする。

(周知方法)

種類	表出主体	周知方法
答申	学術会議	・ 会長より、諮問者に対して、答申を手交（手交の際は諮問者宛て会長名の公文書を添付する。）。 ・ 必要に応じ、事務連絡により、関係府省庁に配付。
勧告	学術会議	・ 会長より、内閣総理大臣に対して、勧告を手交（手交の際は内閣総理大臣宛て会長名の公文書を添付する。）。 ・ 会長より、関係大臣（内閣総理大臣を除く。）宛て、公文書を添付し配付。 ・ 事務連絡により、内閣官房副長官、内閣官房副長官補（内政）、内閣総務官及び関係府省庁に配付。

(意思の表出の種類の英訳)

種類	英訳
答申	Findings Report
勧告	Recommendation to the Government

意思の表出の申出書

（注）

- ・ 申出書の分量（ページ数）は特段の制限なし
- ・ 意思の表出の種類が「報告」の場合、2.（6）は記載不要
- ・ 記載が難しいものは、わかる範囲で記載

1. 総論

（1）概要

- ① 意思の表出の名称・種類・理由（名称が今後変更になることを想定している場合は、名称の末尾に「(仮題)」を付記。種類を「提言」とする場合は、学術会議名義で発出するに相応しい総合的・俯瞰的見地なものである具体的理由）

② 提案の内容

③ 提案を行う背景・経緯

- ④ 過去に発出された意思の表出との関係（参照すべきと考える、少なくとも過去 10 年間に学術会議が発出した「意思の表出」の名称、発出年月日及び今回申出案件との関係を記載）

⑤ 提案に係る国内外の議論の現状と課題

（2）学術会議が発出するに相応しい意義・必要性

（3）発出の時期及びその理由（今期中に発出しなければならない理由）

2. 各論

- (1) 骨子案（できる限り具体的に記載し、別添も可）
- (2) 具体的な読者及び名宛人（関係府省庁は必ず記載）
- (3) 異なる意見に対する公平な取扱い（特に国民的議論が大きく分かれている場合は、より具体的に記載）
- (4) 意思の表出の作成時の意見交換の相手方（関係府省庁、地方公共団体その他団体等の外部機関、市民（異なる意見を有する者を含む）等を記載。これらの相手方との今後の意見交換の見通し等を記載）
- (5) グローバルな議論の状況への目配り（当該問題についての主要国の動向について記載）
- (6) 意思の表出の実現に向けたフォローアップ計画（１年以内、３年以内及び概ね５～１０年を目安とする中長期的な計画を具体的に記載）
- (7) 分科会等におけるこれまでの審議経過（どのような議論が行われたか具体的にわかる議事要旨等を添付）
- (8) 公表に向けた今後の想定するスケジュール（公表までに要する時間（作成、査読、承認手続に要する時間）、公開シンポジウム、学術フォーラムの開催予定等、具体的に記載）
- (9) その他（申出に際し、上記以外で記載すべきことがあれば記載）

（提出年月日）〇〇年〇〇月〇〇日

（申出者）

〇〇委員会〇〇分科会委員長

（氏名）〇〇 〇〇

〇〇〇第〇〇〇号
〇〇年〇〇月〇〇日

○○大臣
○○ ○○ 殿

日本学術会議会長
○○ ○○

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ (意思の表出の種類)

A diagram illustrating the number 20 in base 5. It consists of five rows of circles. The first four rows each contain 20 circles, and the fifth row contains 10 circles. This represents the number 20 in base 5 as the vector $[1, 0, 0, 0, 0]$.

(日本学術会議の意思の表出の種類)

提 言

(主題) ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○



〇〇年 (※和暦) (〇〇年 (※西暦)) 〇〇月〇〇日

(表出主体)

日 本 学 術 会 議

（表出主体が日本学術会議である場合）

この提言（又は答申、勧告、要望、声明、回答）は、日本学術会議〇〇委員会△△分科会が中心となり審議を行ったものであり、日本学術会議として公表するものである。

（表出主体が部、委員会、分科会又は若手アカデミーである場合）

この見解（又は報告）は、日本学術会議〇〇委員会△△分科会の審議結果を取りまとめ公表するものである。

（表出主体が複数の分科会にわたり、かつ、実際の審議主体が分科会に置かれる小委員会である場合）

この提言は、日本学術会議〇〇委員会△△分科会及び同委員会同分科会□□小分科会が中心となり、第〇部△△委員会□□分科会、第〇部△△委員会□□分科会及び第〇部△△委員会□□分科会と共同で審議を行ったものであり、日本学術会議として公表するものである。

日本学術会議〇〇委員会〇〇分科会

	（氏名）			（職名）
委員長	〇〇	〇〇	（第〇部会員）	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
副委員長	〇〇	〇〇	（第〇部会員）	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
副委員長	〇〇	〇〇	（第〇部会員）	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
幹事	〇〇	〇〇	（連携会員）	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
	〇〇	〇〇	（第〇部会員）	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
	〇〇	〇〇	（連携会員）	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
	〇〇	〇〇	（連携会員（特任））	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
	〇〇	〇〇	（第〇部会員）	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

注）意思の表出は、表出主体の一体的な意思の表出であることから、本文には執筆者名は記載しない。ただし、ヒアリングの資料等個人名の記載されているものを参考資料として添付することは可とする。事務局で調査を担当した学術調査員、オブザーバ、参考人等を記載することも可能であるが、その場合は分科会等の構成員と明確に区別できるようにする。

本提言（又は見解、報告）に関しての開示すべき利益相反は、以下のとおりである。

〇〇〇〇〇（利益相反の基準）

<開示リスト>

〇〇〇（氏名）

〇〇〇（開示内容）

目 要

1 作成の背景

- . ○○
○。
- . ○○
○。

2 現状及び問題点

- [illegible]

3 提言（又は答申、勧告、要望、声明、見解、報告、回答）の内容

(1) ○○○○○

- ○○
○○○。
- ○○
○○○。

(2) ○○○○○

- [illegible]

(3) ○○○○○

- [illegible]

目 次

はじめに	1
1 ○○○○	2
(1) ○○○○	2
① ○○○○○○	3
② ○○○○	5
③ ○○○○	6
ア ○○○○○○○○	7
イ ○○○○○○	8
(ア) ○○○○○○	10
(イ) ○○○	12
ウ ○○○○○○○○	15
④ ○○○○	16
⑤ ○○	17
(2) ○○○○○○	-
(3) ○○○	-
2 ○○○○○○	-

-

-

-

おわりに

<用語・人名の説明>

<参考文献>

<付録>

＜作成上の留意点（原則）＞

- * A4版縦長・横書き
- * 40字、38行
- * 余白は 上下：24mm 左右：24mm
- * 見出しはMSゴシック、12ポイント
- * 本文はMS明朝、12ポイント
- * 基本的に章ごとに改ページ。
ただし、章が短い（半ページにもならない）場合は、適宜。
- * 項目の表記の順序は、次のとおり。
1 → (1) → ① → ア → (ア) → a → (a)
- * 本文の数字は、1桁は全角、2桁は半角。

- ・ 本文は **20 ページ程度**。ただし、要旨、目次、参考文献、参考資料等はページ数にカウントしない。
- ・ 要旨は **2 ページ程度**。要旨のみで独立に読めるようにする。
- ・ 本文の正確な理解に役立つと考えられる場合に、最小限度の補足資料(参考資料や付録)をつけることは妨げない。

意思の表出の案の提出チェックシート

このチェックシートは、日本学術会議において意思の表出の案の査読を円滑に行い、意思の表出の案の作成者、査読者、事務局等の労力を軽減するためのものです。

意思の表出の案の作成者は、提出の際に以下の項目の 1～13 を責任を持ってチェックし、さらに英文タイトル（必須）を記載し、意思の表出の案に添えて査読時に提出してください。

記入者（分科会等名・氏名）：

和文タイトル _____

英文タイトル _____

項目	チェック
1. 表題と内容は一致している。	☐
2. 我が国の科学者の内外に対する代表機関としての学術会議が発出するに相応しい論理性と倫理性になっている。	☐
3. 内容の実現可能性と実行可能性を考え作成している。（関係府省庁等の現在の施策の実施状況・今後の施策の検討状況等の記載）	☐
4. 読みやすさ、簡潔な要旨、客観的かつ洗練された穏当な記載をしている。	☐
5. 記述・主張を裏付けるデータ及び資料の出所の明記（著作権の適切な取扱い）、恣意的な切り取りにならないような適切な引用をしている。	☐
6. 利益誘導と誤解されることのないような配慮をしている、かつ利益相反を開示している。	☐
7. 異なる意見の公平な取扱いをしている。	☐
8. 意見集約が困難な事項は両論併記をしている。	☐
9. グローバルな議論の状況への目配りをしている。	☐
10. 想定する読者及び名宛人を意識した記載をしている。	☐

11. 学術会議における過去の意思の表出等の公表文書、直近に発出予定の意思の表出等の文書、関係する分科会等の動向との通時的な整合性を図っている。	☐
12. 本文は 20 ページ（A4、フォント 12P、40 字×38 行）程度である。※図表を含む	☐
13. 要旨は、要旨のみでも独立した文章として読めるものであり 2 ページ（A4、フォント 12P、40 字×38 行）程度である。	☐

※11. について、その意思の表出等のタイトルと発出分科会等名・年月日、既出の意思の表出等との関係、相違点等について概要をお書きください。

※チェックを付すことができない場合、その番号と理由をお書きください。

〇〇年〇〇月〇〇日
日本学術会議〇〇委員会

提言「○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○」

1 作成の背景

- ○○
○。
- ○○。

2 現状及び問題点

- ○○。
- ○○。

3 意思の表出の内容

- [illegible]

問合せ先

〇〇委員会委員長 〇〇 〇〇

△△大学〇〇研究室

電話：〇〇—〇〇〇〇—〇〇〇〇

(提言・見解)「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」

フォローアップ・レポート

1 内容

- ○○
○○。
- ○○
○○。

2 意思の表出の発出年月日

〇〇（和暦）年（〇〇〇〇（西暦）年）〇〇月〇〇日

3 フォローアップ活動

(意思の表出を浸透させるために行った具体的な活動)

4 各界の反応

- (1) 政策立案者等の反応
- (2) 学協会・専門職団体、研究教育機関、市民団体等の反応
 - (a) 学協会・専門職団体
 - (b) 研究教育機関
 - (c) 市民団体
 - (d) その他

5 マス・メディア

6 考察と今後の展望

フォローアップ・レポート作成責任者

〇〇委員会委員長（第〇〇期） 〇〇〇 〇〇

提出日 ○○年（○○○○年）○○月○○日

(提言)「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」
インパクト・レポート

1 内容

- ○○
○○。
- ○○
○○。

2 意思の表出の発出年月日

〇〇（和暦）年（〇〇〇〇（西暦）年）〇〇月〇〇日

3 フォローアップ活動（意思の表出を浸透させるために行った具体的な活動）

4 社会に対するインパクト

(1) 政策への反映

(2) 関係府省庁、地方公共団体、学協会・専門職団体、研究教育機関、市民団体等の反応

(a) 関係府省庁

(b) 地方公共団体

(c) 学協會、専門職団体

(d) 研究教育機関等

(e) 市民团体

(f) その他

5 マス・メディア

6 考察と今後の展望

(該当する箇所に✓を付したうえで、具体的に説明してください)

☐ 意思の表出の内容の大部分が実現された
(説明)

☐ 意思の表出の内容の一部が実現された
(説明)

☐ 意思の表出の内容は実現されていない
(説明)

インパクト・レポート作成責任者

〇〇委員会委員長(第〇〇期) 〇〇〇 〇〇

提出日 〇〇年(〇〇〇〇年) 〇〇月〇〇日

※3年経過以降に追記すべき事項が生じた場合には、任意で、改訂版を意思の表出対応委員会へご報告ください。

※過去のインパクト・レポートも振り返りながら、概ね5年から10年を目安とする中長期的な視点でのインパクト・レポートの作成にも努めてください。

「緊急型」及び「早期型」の意思の表出並びに意見表明について（案）

令和 8 年 ○ 月 ○ 日
日本学術会議第○回役員会決定

社会における突発的な事態等に対して、日本学術会議として科学的な見地から緊急に意見を表明する必要がある場合や、一定の時期までに限られた時間の中で日本学術会議の意見を取りまとめる必要がある場合等において、日本学術会議の科学的助言機能を有効かつ適切に行うため、適宜、以下の方法等を活用して意思の表出又は意見表明を行うこととする。

- 1 おおむね 1 ～ 2 週間程度の準備期間を経て、「会長談話」又は「役員会声明」等の形式で日本学術会議の意見を表明する「緊急型」の活動を行うこと。
- 2 おおむね 3 ～ 4 か月程度の審議期間（期間は当該案件の事情にかかる）を経て、日本学術会議の意思の表出を取りまとめる「早期型」の活動を行うこと。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

日本学術会議会長談話及びメッセージについて（案）

令和 8 年 ○ 月 ○ 日
日本学術会議第○回役員会決定

会長は、日本学術会議に関する重要事項について、広く国民に対して意見を表明する場合は日本学術会議会長談話（以下「談話」という。）を、主として日本学術会議会員及び連携会員に対して意見を表明する場合は日本学術会議会長メッセージ（以下「メッセージ」という。）を、発出することができる。

談話及びメッセージについては、発出前に役員会構成員の意見を求めるとともに、発出後速やかに役員会に報告することとする。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

外部へ公表する「記録」文書の取扱いに関する規程（案）

令和 8 年 ○ 月 ○ 日
日本学術会議第○回役員会決定

（趣旨）

第1条 この規程は、分科会等における活動状況について「記録」として外部へ公表するための文書の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において、「記録」とは、分科会等における活動状況を取りまとめた文書であって、外部に公表することを意図するもの（別途、公開のための手続を経ているものを除く。）をいう。

2 この規程において、「分科会等」とは、次に掲げるものをいう。

- （1）会則第47条に定める部
- （2）会則第55条第1項に定める委員会
- （3）会則第56条第1項に定める分科会、小分科会又は小委員会

（「記録」の文書の例）

第3条 「記録」とすることができる文書の例は、次に掲げるものをいう。

- （1）意思の表出の手続に関する規程（令和8年○月○日第○回役員会決定）第32条に定める意思の表出にまで至らない審議途上の文書
- （2）発出された意思の表出を補足する資料
- （3）分科会等における審議調査の経緯又は結果
- （4）調査資料、文献目録、基礎データ、アンケート調査結果等それ自体に学術的な価値があり、将来にわたって活用される可能性がある文書
- （5）外部に広く意見を求めるなどの目的のために外部に公表することが適当な文書
- （6）その他分科会等が必要と判断する文書

（責任）

第4条 「記録」の内容や作成及び公表に関する責任は、各部が負う。ただし、機能別委員会及び課題別委員会（これらに置かれる分科会等を含む。）が作成する「記録」の内容や作成及び公表に関する責任は、当該委員会が負う。

（手続）

第5条 分科会等が「記録」を外部へ公表しようとするときは、各部又は機能別委員会若しくは課題別委員会の承認を得なければならない。

- 2 事務局は、各部又は機能別委員会若しくは課題別委員会で承認された「記録」を遅滞なく日本学術会議ウェブサイトに掲載する。
- 3 「記録」を公表したときは、公表した「記録」の事実等を公表後直近の役員会に報告する。

(その他)

第6条 「記録」は意思の表出ではないことに留意し、誤解を生じるおそれのある表現や体裁を避けるとともに、文書の表紙に「この記録は、日本学術会議あるいは各部・委員会・分科会の意思の表出ではない。掲載されたデータ等には確認を要するものが含まれる可能性がある。」という旨の注記を入れなければならない。

2 「記録」には、事務局から示される文書番号を付する。

3 「記録」の英訳は「Record」とし、「記録」を英訳したときには、日本語版と同一の文書番号を付する。

附 則

この規程は、決定の日から施行する。

日本学術会議地区会議運営要綱（案）

令和 8 年 ○ 月 ○ 日
日本学術会議第○回役員会決定

（総則）

第 1 条 日本学術会議会則（令和 8 年日本学術会議規則第 1 号）第 35 条に基づく地区会議の運営は、この要綱の定めるところによる。

（目的及び任務）

第 2 条 地区会議は、日本学術会議の諸活動を地区内の科学者等に周知徹底し、及び日本学術会議に対する意見、要望を汲み上げて日本学術会議と科学者との意思疎通を図るとともに、地域社会の学術の振興に寄与することを目的とする。

第 3 条 地区会議は、前条の目的を達成するため、単独又は部若しくは委員会と共同で地区内の関係大学、関係機関・団体等の協力を得て、次の活動を行うものとする。

- （1）科学者との懇談会の開催
- （2）学術講演会等の開催
- （3）地区会議ニュース等の発行
- （4）地方における学術の振興のための取組（地方公共団体、地域の企業や各種団体の代表者等の間における連携等）
- （5）その他目的の達成に必要な事業

（区分）

第 4 条 地区会議の区分は次のとおりとする。

- （1）北海道
- （2）東北（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）
- （3）関東（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県）
- （4）中部（富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）
- （5）近畿（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）
- （6）中国・四国（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県）
- （7）九州・沖縄（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県）

（各地区の構成員）

第 5 条 前条で挙げた各地区の構成員は、原則として当該地区に勤務地（勤務地がな

い場合は居住地)を有する会員及び連携会員とする。ただし、会員又は連携会員は、申し出により、社会連携・広報委員会及び役員会の議を経て、所属地区を変更することができる。

(地区会議運営協議会及び事務局)

第6条 各地区に地区会議運営協議会を置き、当該地区の運営及び活動に関する事項を審議・決定する。

- 2 会長は、任期における最初の総会において地区会議を構成する会員を招集し、各地区に所属する会員は、互選により9名以内の地区会議運営協議会委員を選出し、社会連携・広報委員会及び役員会の承認を得るものとする。その際、委員が特定の部に偏らないように配慮する。ただし、地区会議運営協議会から社会連携・広報委員会に要請があった場合は、社会連携・広報委員会及び役員会の議を経て、当該地区に所属する会員又は連携会員の中から地区会議運営協議会委員を追加することができる。なお、委員の追加を認める場合も地区会議運営協議会の委員総数は12名を超えないものとする。
- 3 地区会議運営協議会は、互選により会員である委員の中から代表幹事1名を選出する。代表幹事は各地区会議運営協議会を主宰する。
- 4 各地区における地区会議運営協議会委員及び代表幹事の選出手続きは、構成員の規模等を考慮して、各地区で定め、社会連携・広報委員会の上を承を得るものとする。
- 5 地区会議の活動に関する事務を処理するため、各地区会議代表幹事からの推薦に基づき会長が決定する関係大学事務局に地方連絡委員を置く。地方連絡委員は、各地区の構成員等との連絡調整を密にするものとする。

(事業計画)

第7条 各地区会議は、年度当初において当該年度における事業計画案を策定し、社会連携・広報委員会に提出しなければならない。

- 2 社会連携・広報委員会は、各地区会議の原案に基づき事業計画を整理し、役員会の議を経て決定する。

(地区会議代表幹事会)

第8条 地区会議代表幹事会は、社会連携・広報委員会の委員長及び各地区会議の代表幹事をもって構成する。

- 2 地区会議代表幹事会は、社会連携・広報委員会委員長がこれを主宰し、幹事若干名を置く。
- 3 地区会議代表幹事会は、原則として総会時に開催し、各地区会議と連絡を密にするものとする。
- 4 必要に応じて、総会時に委員会と地区会議代表幹事会の合同会議を開催することができる。

(役員会と地区会議の連携)

第9条 地区会議の活性化を図り、日本学術会議がその役割を適切に発揮できるようにするため、次のとおり、役員会と地区会議が連携を図ることとする。

- (1) 地区会議代表幹事又はその代理について、必要に応じ、役員会への陪席を認め、役員会の議題に関し、意見を聴取できるようにする。
- (2) 地区会議の活動の振興に関わる課題について、必要に応じ、役員会と地区会議代表幹事又はその代理が集中的に討議を行う機会を確保する。

(留意事項)

第10条 地区会議の事業は、法令及び規則等並びに地区会議の主旨に反しない範囲において、各地区の自主的判断に任せるものとする。ただし、各地区の事業内容等について、地区会議代表幹事会等において調整することができる。

- 2 地区会議の事業は、日本学術会議協力学術研究団体の活動と連携を保って行うことが望ましい。
- 3 地区会議は、事業を行うに当たって、他の地区会議と合同し、若しくは他の地区会議の一部の地域の協力を得て実施することができる。
- 4 各地区の地区割りは、各地区間の合意により変更することができる。

(庶務)

第11条 地区会議の庶務は、事務局広報・渉外部及び関係大学事務局において処理する。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、地区会議の運営に関し必要な事項は社会連携・広報委員会が定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。

日本学術会議が実施する地方における学術の振興のための取組について（案）

令和 8 年 ○ 月 ○ 日
日本学術会議第○回役員会決定

（総則）

第 1 条 日本学術会議が実施する地方における学術の振興のための取組に関する事項については、会則第 35 条第 1 項に規定する地区会議が実施するものを除き、この規程の定めるところによる。

（取組の方針）

第 2 条 日本学術会議がこれまで進めてきた地方における取組の強化を図り、地方創生により一層貢献することとし、地方における学術の振興のための取組の実施は、次に掲げるところによる。

- （1）科学者のみならず地域のリーダー等を巻き込んだ意見交換を通じて地域の課題の解決に貢献することや、様々な地域において若い世代の科学に対する興味・関心を喚起する等の企画を実施する。
- （2）地域の企業や地方自治体などとの交流を積極的に図り、地方における産官学の連携強化を図る。
- （3）地方における日本学術会議会員及び連携会員間の交流の促進を図るとともに、役員会構成員等と懇談し、地方における学術の振興に関わる情報の共有を行う。

（計画）

第 3 条 地方における学術の振興のための取組については、あらかじめ計画を立てて時期及び場所を選定する。なお、学術集会等を開催するときは、原則として地区会議学術講演会等とは別に開催するが、合同の企画開催も可とする。

（関係機関等との連携）

第 4 条 地方における学術の振興のための取組は、地方大学を始めとする関係機関等と連携して行う。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。

日本学術会議協力学術研究団体規程（案）

令和 8 年 ○ 月 ○ 日
日本学術会議第○回役員会決定

（総則）

第 1 条 日本学術会議会則（令和 8 年日本学術会議規則第 1 号。以下「会則」という。）第 36 条第 1 項に規定する日本学術会議協力学術研究団体（以下「協力学術研究団体」という。）に関する事項は、会則に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（要件）

第 2 条 協力学術研究団体は、次の基準を具備する「学術研究団体」又は「学術研究団体の連合体」であることを原則とする。

- （1）学術研究の向上発達を図ることを主たる目的とし、かつその目的とする分野における学術研究団体として活動しているものであること。
- （2）研究者の自主的な集まりで、研究者自身の運営によるものであること。
- （3）「学術研究団体」の場合は、その構成員（個人会員）の数が 100 人以上であること。
- （4）「学術研究団体の連合体」の場合は、3 つ以上の協力学術研究団体を含むものであること。

（称号の付与）

第 3 条 協力学術研究団体の称号の付与は、次の手続により行うものとする。

- （1）称号の付与を受けようとする団体は、申込書（別表 1 に定める様式）及び協力学術研究団体指定要件確認書（別表 3 に定める様式）に、学術研究団体の連合体は、申込書（別表 2 に定める様式）に、それぞれ所要の事項を記入の上、会長宛て申し込むものとする。
- （2）協力学術研究団体の称号の付与の申込みがあったときは、会長は、科学者委員会にその処理を付託するものとする。
- （3）科学者委員会は、必要に応じ関係各部に諮った上、会長に意見を述べ、会長はこれに基づいて決定する。
- （4）会長は、決定を速やかに当該団体に通知するとともに、協力学術研究団体として当該団体名を日本学術会議のホームページに掲載する。

（活動）

第 4 条 会則第 36 条第 2 項の規定に基づき、協力学術研究団体と緊密な協力関係を持つため、次のことを行うものとする。

(1) 広報刊行物、ニュース・メール等の配布・配信

(2) 適当と認められる会議の共同開催又は後援

- 2 日本学術会議は、会則第36条第1項の規定に基づき、協力学術研究団体に対し、委員会、分科会、小分科会及び小委員会の審議に協力するよう求めることができる。この場合においては、求めに応じ協力する協力学術研究団体の構成員を協力委員と称するものとする。

(変更の届出)

第5条 協力学術研究団体の称号が付与された学術研究団体は、代表者、事務局所在地、連絡先等の変更があった場合は速やかに文書で届け出るものとする。

(協力学術研究団体の要件に関する報告)

第6条 会長は、必要があると認める場合には、協力学術研究団体に対し、第2条に規定する要件に関する報告を求めることができる。

(称号の取消し)

- 第7条** 第5条の届出がない等の理由により連絡先等が不明となった場合又は協力学術研究団体が第2条に規定する要件を満たさなくなったと会長が認める場合は、会長は、当該学術研究団体に付与した称号を取消することができるものとする。この場合において、会長は、科学者委員会に意見を求めるものとする。
- 2 会長は、称号の取消しを行った場合は、当該学術研究団体に付与した称号を取消したことを、日本学術会議のホームページに掲載するものとする。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、協力学術研究団体の称号の付与並びに協力学術研究団体との連携及び協力に当たって必要な事項は、科学者委員会が定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、決定の日から施行する。

(経過措置)

第2条 日本学術会議法(令和7年法律第70号)施行の際現に日本学術会議会則(平成17年日本学術会議規則第3号)第36条第1項に規定する日本学術会議協力学術研究団体の称号を有している団体は、本則第3条の規定に基づき、日本学術会議会則(令和8年日本学術会議規則第1号)第36条第1項に規定する協力学術研究団体の称号を与えられたものとみなす。

別表 1 (第 3 条関係)

(学術研究団体用)

日本学術会議協力学術研究団体申込書		
令和 年 月 日		
日本学術会議会長 殿		
申込団体名 代表者氏名		
日本学術会議の活動に協力する学術研究団体としての称号の付与を受けたいので、関係書類を添えて下記により申し込みます。		
記		
1	名 称	和文 (ふりがな) 英文
2	代表者 (氏名、所属・肩書き)	
3	設立年月日	
4	個人会員である構成員の数(学部学生を除く。)、性別ごとの構成員の数及び比率	
5	役員の数、性別ごとの構成員の数及び比率	
6	活動状況	
	(1) 機関誌(誌名、創刊年月、発行回数/年、発行部数)	
	(2) 会 合(年次総会、全国学術大会、公開講演会など主な会合名及び開催数/年)	
	(3) その他	
7	連合体への加盟状況	
	(1) 国内(連合体名称、加盟年月日)	
	(2) 国外(連合体名称、加盟年月日)	
8	事務所(事務局)	
	所在地 〒	
	事務担当者名、電話、FAX、E-mail、ホームページ	
※ 貴団体が関係する学問分野は、1～3のいずれに該当するか、○印をご記入ください。(複数可) また、関係すると思われる分野別委員会(日本学術会議ホームページ参照)を()内にご記入ください。		
1)	人文・社会科学	
	()	
2)	生命科学	
	()	
3)	理学・工学	
	()	

- 添付物 1 会則・約款、設立趣意書、機関誌 3 部
 2 役員名簿、会員名簿 性別、所属する大学等機関及び職名を含む。
 3 協力学術研究団体指定要件確認書
 4 その他活動状況の分かる資料

提出先 日本学術会議事務局

その他 本申込書に記入いただいた内容は、学会の状況に関する統計分析を行うための基礎資料として使用し、分析結果を公表する場合がありますので、ご承知おきください。

別表 2 (第 3 条関係)

(学術研究団体の連合体用)

日本学術会議協力学術研究団体申込書		
令和 年 月 日		
日本学術会議会長 殿		
申込団体名		
代表者氏名		
日本学術会議の活動に協力する学術研究団体としての称号の付与を受けたいので、関係書類を添えて下記により申し込みます。		
記		
1	名 称	和文 (ふりがな) 英文
2	代表者 (氏名、所属・肩書き)	
3	設立年月日	
4	役員の数、性別ごとの数及び比率	
5	連合体を構成する学術研究団体	
6	活動状況	
	(1)	会 合 (年次総会、全国学術大会、公開講演会など主な会合名及び開催数/年)
	(2)	その他
7	事務所 (事務局)	
	所在地	〒
	事務担当者名、電話、FAX、E-mail、ホームページ	
※ 貴連合体が関係する学問分野は、1～3のいずれに該当するか、○印をご記入ください。 (複数可) また、関係すると思われる分野別委員会 (日本学術会議ホームページ参照) を () 内にご記入ください。		
1)	人文・社会科学	2) 生命科学
()	()	3) 理学・工学
		()

添付物 1 会則・約款、設立趣意書

2 役員名簿 (性別、所属する学術研究団体及び大学等機関名を含む。)

3 その他活動状況の分かる資料

提出先 日本学術会議事務局

その他 本申込書に記入いただいた内容は、学会の状況に関する統計分析を行うための基礎資料として使用し、分析結果を公表する場合がありますので、ご承知おきください。

協力学術研究団体指定要件確認書

年 月 日

団体名

○ 記入方法

- 1. 貴学会について、次表に示す各項目の要件を満たしていることを確認の上、確認欄に「○」を記入してください。
なお、すべての要件を満たさない場合は、協力学術研究団体の称号は付与されません。
- 2. 要件(1)については、備考欄に個人会員である構成員の数(学部学生を除く。)を記入してください。
- 3. 要件(3)については、備考欄aに研究者数(b・cの合計)及び構成員における研究者比率(研究者数/構成員数)を、bに大学教員及び研究機関研究員の人数をそれぞれ記入してください。また、大学教員及び研究機関研究員以外で研究者と考えられる者がいる場合は、cその他に人数を記入するとともに、研究者と考える理由を具体的に記入してください。
- 4. 要件(4)については、備考欄aに役員数、研究者数(b+c)及び役員における研究者比率(研究者数/役員数)を、bに大学教員及び研究機関研究員の人数をそれぞれ記入してください。また、大学教員及び研究機関研究員以外で研究者と考えられる者がいる場合は、cその他に人数を記入するとともに、研究者と考える理由を具体的に記入してください。

要 件	確 認	備 考	
(1) 構成員(個人会員)の数が100人以上であること		構成員数 (名)	
(2) 学術研究の向上発達を図ることを目的としていること (注1)			
(3) 研究者※の自主的な集まりで、研究者が構成員の半数以上であること(注2)		a	研究者数 (名) 研究者比率 (%)
		b	大学教員(※①) (名) 研究機関研究員(※②～⑤) (名)
		c	そ の 他(※⑥) (名)
(4) 役員の半数以上が研究者※であること		a	役 員 数(名) 研究者数(名) 研究者比率(%)
		b	大学教員(※①) (名) 研究機関研究員(※②～⑤) (名)
		c	そ の 他(※⑥) (名)
(5) 上記(4)の研究者が会費を負担していること			

(6) (注3)の基準を具備する学術に関する機関誌を継続して年1回以上発行(電子発行を含む。)していること。ただし、学術研究団体の連合体の場合は、この限りではない。		
--	--	--

(注1) 次のようなものは該当しません。

- ① 一定の思想、主義、主張の普及又は宣伝を主たる目的とするもの
- ② 趣味を目的とする同好者の集まりと認められるもの
- ③ 学術の研究が当該団体又は当該業種の事業目的の従たる目的に過ぎないと認められるもの
- ④ 営利を目的とすると認められた団体及びその附属機関

(注2) 次のようなものは該当しません。

- ① 国、特殊法人、独立行政法人及び地方公共団体並びにこれらの設置した学校及び附属機関
- ② 学校法人の設置した学校及び附属機関
- ③ ①②の名称を冠したもののうち、実質的に、構成員の資格が特定の大学、学術研究機関その他の団体に所属する者(かつてこれらに所属していたものを含む。)となっているもの
- ④ 団体の研究が、研究者で行われているとは認められないもの

(注3)

- ① 人文科学、社会科学又は自然科学に関する学術の研究発表及び議論を主たる目的とするもの。
次のようなものは対象外とする。
ア 予稿集、講演要旨集、会議用資料など(ただし、これらであっても、当該研究分野の特性に応じて、掲載された内容が学術論文に準じると判断される場合を除く。この場合は、そのことの説明文書を添付すること。)
イ 団体又はその構成員の消息、意見等をその団体内に報告、交換することを主たる目的とするもの
ウ 文献紹介、図書目録等単なる資料集
エ 時事を報道論議することを主たる目的とするもの
- ② 発行の終期を予定し得ないもの
単行本の体裁、性質を有するものは対象外とする。
- ③ 学術に関する団体自身が発行するものとしての形態を具備しているもの
発行人が国、特殊法人、独立行政法人、地方公共団体及び学校法人並びにこれらの設置した学校及び附属機関、出版社等であって、学術研究団体自身の発行するものとしての形態を具備していない次のようなものは対象外とする。
ア 刊行物の表紙の発行人が、△△大学××学部となっている。
イ 刊行物の表紙の発行人が〇〇学会となっても、奥付けの部分が△△大学××学部となっているもの
- ④ 広告の掲載量が全紙面の3分の1を超えないもの
- ⑤ ①から④を具備する機関誌を原則とするが、次の機関誌については、個別審査の上で適切と認められる場合には、当該団体の機関誌とみなすことができる。
ア 複数の学協会が発行する合同機関誌。ただし、複数の学協会の役割を明示した書類、発行物等を審査し、当該団体の査読や著作権等に関する体制が学術研究団体として適切と認められる場合に限る。
イ 当該団体が編集し出版社等が発行する機関誌。ただし、当該団体の査読や著作権等に関する体制が学術研究団体として適切と認められる場合に限る。

※ 「研究者」の具体的範囲は以下のとおりとする。

- ① 大学、高等専門学校、大学共同利用機関等において研究に従事する者
- ② 国立試験研究機関、特殊法人、及び独立行政法人等において研究に従事する者
- ③ 地方公共団体の試験研究機関等において研究に従事する者
- ④ 公益財団法人、公益社団法人、一般財団法人、一般社団法人等において研究に従事する者
- ⑤ 民間企業において研究に従事する者
- ⑥ その他、当該研究分野について、学術論文、学術図書、研究成果による特許等の研究業績を有する者

日本学術会議における主催等の取扱い等に関する規程（案）

令和 8 年 ○ 月 ○ 日
日本学術会議第○回役員会決定

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規程は、日本学術会議会則（令和 8 年日本学術会議規則第 1 号。以下「会則」という。）第 37 条第 2 項に基づき、日本学術会議（以下「学術会議」という。）における主催、共催、後援等の取扱い等に関し、必要な事項を定めるものとする。なお、日本学術会議の行う国際学術交流事業の実施に関する内規（令和 8 年○月○日第○回役員会決定）第 4 章に基づき行う国際会議及び第 5 章に基づき行う国際シンポジウム、日本学術会議が実施する地方における学術の振興のための取組について（令和 8 年○月○日第○回役員会決定）に基づき行う学術集会等並びにサイエンスカフェの開催手続に関する規程（令和 8 年○月○日第○回役員会決定）に基づき行うサイエンスカフェについては、この規程は適用しないものとする。

（定義）

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）事業 シンポジウム、フォーラム、講演会、セミナー、ワークショップその他の催事をいう。
- （2）主催 学術会議が主体となって事業を企画し開催することをいう。
- （3）共催 外部の団体が主体となって企画し開催する事業に学術会議が参加することをいう。
- （4）後援等 外部の団体が主体となって企画し開催する事業について、学術会議がその趣旨に賛同し、学術会議の名義の使用を認めることにより当該事業を支援することをいい、後援のほか、協賛その他これらに類するものを含む。

（内閣府○○庁舎の使用）

第 3 条 学術会議が事業を主催又は共催する場合は、内閣府の承認を得た上で、内閣府○○庁舎の講堂及び会議室等（以下「講堂等」という。）を使用することができる。

第 2 章 主催

（主催事業の区分）

第 4 条 学術会議が主催する事業（以下「主催事業」という。）は、以下の区分に基づいて実施することとし、実施に当たっては、役員会の承認を得るものとする。

区分	開催主体	内容	役員会提案者	備考
区分 1	学術会議	日本学術会議が表出主体となる意思の表出の内容を取り扱うもの又は総合的・俯瞰的な見地から、中長期的・分野横断的な検討が必要な審議課題を取り扱う事業で、学術会議が主催するにふさわしいもの	事業を企画した部、委員会、又は若手アカデミーの長	
区分 2	部	部の所掌に関する事項で、審議の結果に基づくもの又は審議の促進に資するもの	部長	
	委員会又は分科会	委員会又は分科会の所掌に関する事項で、審議の結果に基づくもの又は審議の促進に資するもの	委員会の長	分野別委員会及び同分科会においては、部の承認を要する
	若手アカデミー又は同分科会	若手アカデミー又は同分科会の所掌に関する事項で、審議の結果に基づくもの又は審議の促進に資するもの	若手アカデミー運営分科会の長	若手アカデミーの分科会においては、若手アカデミー運営分科会の承認を要する
	地区会議	学術会議諸機関の審議の結果に基づくもの及び地区会議活動の活性化に資するもの	社会活動・広報委員会委員長	社会活動・広報委員会の承認を要する

- 2 会長は、前項の規定にかかわらず、事業の企画案を作成し、関係する部又は委員会等と協議の上、役員会に提案することができる。
- 3 役員会に提出する議案の様式は、別紙様式 1 のとおりとする。
- 4 開催主体（区分 1 においては役員会提案者）は、事業実施後おおむね 1 か月以内に、別紙様式 2 により開催報告を事務局に提出することとする。事務局は、提出された開催報告を遅滞なく日本学術会議ウェブサイトに掲載する。
- 5 開催主体の名義使用に当たっては、「日本学術会議」名を付すこととする。

（主催事業の承認要件）

第 5 条 主催事業は、前条に掲げる開催主体ごとの内容に合致することに加え、次の各号の要件をいずれも満たすものでなければならない。

- (1) 開催主体の構成員が複数名、挨拶又は講演者等として登壇すること。
- (2) 登壇者が複数いる場合、性別に偏りがないよう努められていること。また、異なる意見を有する者が含まれるよう努められていること。
- (3) 一般に公開するものであること。
- (4) 分野別委員会が区分1として事業を企画する場合は、他の委員会等と共同して企画を提案していること。

(開催件数の上限)

- 第6条 区分1の主催事業の開催件数は、原則として、年度ごとに15件まで、四半期ごとに4件までとする。このうち、土曜日、日曜日及び祝日（年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）を除く。以下「休日」という。）に講堂等を使用する事業は、原則として、年度ごとに8件まで、四半期ごとに2件までとする。
- 2 役員会は、必要と認める場合には、前項に定める開催件数の上限を超えて、事業を承認することができる。

(経費負担)

- 第7条 主催事業に係る経費は、予算の範囲内において、それぞれ次の各号に掲げる経費を学術会議が負担することができる。
- (1) 区分1 会員及び連携会員（会則第44条第2項に基づき委嘱された連携会員を含む。以下同じ。）の旅費並びに手当、外部講師の旅費及び謝金、会場借料、配信費用その他別に定める経費
 - (2) 区分2 会員及び連携会員の旅費並びに手当、外部講師の旅費その他別に定める経費

(人的支援)

- 第8条 区分1の主催事業は、その企画・運営に当たり、事務局職員の支援を得ることができる。
- 2 前項の事務局職員の支援内容等は、別に定める。

(承認時期)

- 第9条 区分1の主催事業の実施は、別表に基づき、四半期ごとに役員会において承認する。
- 2 役員会は、承認する事業の件数が第6条第1項で定める開催上限に満たない場合は、事業を追加承認することができる。
- 3 区分2の主催事業の実施は、事業開催月の前月までに開催する役員会において承認する。

(外部の団体への共催等の依頼)

- 第10条 主催事業に対し、学術会議が外部の団体に共催等を依頼する場合は、共催等を求める団体の規程に従う。

第3章 共催、後援等

(共催等の承認)

第11条 学術会議の共催、後援等（以下「共催等」という。）を希望する外部の団体は、必要書類を添えて会長に申請し、その承認を受けなければならない。

(名義)

第12条 学術会議が共催等を行うに当たり使用を許可する名義は、次に掲げるとおりとする。

(1) 日本学術会議

(2) Science Council of Japan

2 共催においては、前項に定める名義のほか、学術会議の内部組織（部、委員会、分科会、若手アカデミー又は地区会議）の名義の使用を許可することができる。

(経費負担及び人的支援)

第13条 共催等においては、原則として、学術会議は経費を負担せず、事務局職員による人的支援も行わない。

(許可基準)

第14条 共催等の名義の使用許可を受けることができる事業は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1) 主催者が、次のア～ケのいずれかに該当するものであること。

ア 日本学術会議協力学術研究団体

イ 国の行政機関（独立行政法人等を含む。）

ウ 地方公共団体

エ 大学等の高等教育機関

オ 公益法人（宗教法人を除く。）

カ 新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関

キ 学術会議が加入している国際学術団体又は学術会議と緊密な連絡の必要性のある国際学術団体

ク 各国の公的学術機関及び学術研究団体

ケ その他上記ア～クに準ずると認められるもの

(2) 事業の内容が、次のア～ウに適合するものであること。

ア 学術を対象とすること。

イ 学術の進歩に積極的に寄与すること。

ウ 営利を目的としないこと。

(3) 前2号のほか、次のア～キに適合するものであること。

ア 日本学術会議法（令和7年法律第70号）の目的及び基本理念に反するような決議等を行わないものであること。

イ 事業の開催について事故防止、公衆衛生対策等に十分な措置が講ぜられていること。

ウ 特定の会社等の宣伝に利用されるおそれのないこと。

エ 特定の思想、主義、主張の普及宣伝に利用されるおそれのないこと。

オ 登壇者が複数いる場合、性別に偏りがないよう努められていること。

カ 事業を行うに当たり、学術会議に経費負担及び事務局職員の人的支援を求めないこと。

キ 参加者等に生じた損害について、学術会議が賠償責任を負わないこと。

(4) 共催においては、学術会議の内部組織が事業に参加するものとし、当該内部組織に所属する会員又は連携会員が1名以上登壇すること。

(申請)

第15条 共催等の承認を得ようとする者は、別紙様式3による申請書（申請書の記載事項を網羅していれば、本様式に限定しない。）に以下の書類を添えて、共催の場合は開催期日の3か月前まで、後援等の場合は開催期日の2か月前までに、会長宛てに提出しなければならない。

(1) 事業の概要

(2) 収支予算書

(3) 主催者が民間団体である場合は、定款又は会則、役員名簿等

(4) その他事業内容がわかるもの

2 共催の承認を得ようとする者は、事業に参加する学術会議の内部組織と事前に調整した上で申請しなければならない。

(承認手続)

第16条 承認までの手続は、次の要領によるものとする。

(1) 会長は、承認の可否について、関係する部又は委員会（以下「関係部等」という。）に審議を付託する。

(2) 関係部等は、審議を付託されたものについて、第14条に掲げる基準に基づき共催等の可否を検討し、その結果を会長に報告する。

(3) 会長は、前号の報告に基づき、共催等の可否を役員会に諮り、これを決定する。
ただし、後援等の場合は、役員会に諮ることを要しないこととする。

(4) 会長は、前号の手続を経て、申請者に共催等の可否を通知する。

(承認の取消)

第17条 名義の使用を承認した後、名義の使用が不適當であると認められる事態が判明した場合には、会長は、承認を取り消すことができる。会長は、承認を取り消したときは、速やかに役員会に報告しなければならない。

(承認の条件)

第18条 承認に当たっては、次の条件を付すものとする。

- (1) 申請時の事業計画等に変更があった場合は、関係書類を添えて遅滞なく報告すること。
- (2) 事業終了後は、速やかに報告書を提出すること。
- (3) 名義の使用が不適當であると認められる事態が判明した場合には、承認を取り消すことがあり得ること。

第4章 雑則

(講堂等使用の留意事項)

- 第19条 講堂等を使用する事業の主催者は、内閣府〇〇庁舎講堂等の使用について(P)に基づき、責任を持って講堂等の使用に当たるとともに、区分2の主催事業及び共催事業において休日に講堂等を使用する場合には、緊急時の際の避難誘導に携わる人員を提供するものとする。
- 2 講堂等の使用を希望する会員又は連携会員は、講堂等の空き状況を事前に事務局に確認した上で事業を企画することとする。
 - 3 主催者は、必要に応じて、講堂等で用いる機材の貸出し及び事前準備等の支援を事務局に求めることができる。

(外部の団体が主催する事業への出展等)

- 第20条 委員会等が、学術会議が企画・運営に関わらない事業であって、外部の団体が主催する事業への出展等(以下「出展等」という。)を希望し、申込みをしようとする場合は、役員会の承認を得なければならない。
- 2 役員会は、前項の事業への参加等が日本学術会議法第37条に掲げる業務に該当すると認められる場合には、当該事業への参加等を承認することができる。
 - 3 前項の事業への参加等に係る経費は、予算の範囲内において、会員及び連携会員の旅費並びに手当、外部講師の旅費、参加費その他別に定める経費を学術会議が負担することができる。

附 則

(施行期日)

- 第1条 この規程は、決定の日から施行する。

(経過措置)

- 第2条 この規程の施行前に、日本学術会議の運営に関する内規(平成17年10月4日日本学術会議第1回幹事会決定)第5条の規定により承認された学術フォーラム、シンポジウム等のうち、この規程の施行の日以降に実施されるものについては、学術フォーラムは本則第4条第1項に定める区分1として、シンポジウム等は同条同項に定める区分2として承認されたものとみなす。
- 2 この規程の施行前に、日本学術会議後援名義の使用承認基準(平成17年10月27日日本学術会議第4回幹事会決定)の規定及び日本学術会議の行う国際学術交

流事業の実施に関する内規（平成１７年１０月４日日本学術会議第１回幹事会決定）第３９条の規定により承認された後援のうち、この規程の施行の日以降に実施されるものについては、この規程により承認されたものとみなす。

別表（第９条関係） 区分１の主催事業の役員会承認時期

前年度						当該年度												
10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
12 月																		
		承認				第 1 四半期 開催分												
3 月																		
					承認	-----		第 2 四半期 開催分										
6 月																		
								承認	-----			第 3 四半期 開催分						
9 月																		
											承認	-----			第 4 四半期 開催分			

別紙様式1（第4条第3項関係）

年 月 日

日本学術会議会長 殿

〇〇 〇〇

公開シンポジウム／フォーラム／講演会等
「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」の開催について

標記シンポジウムを下記のとおり開催することを提案します。

記

1. 主 催：〇〇委員会〇〇分科会
2. 共 催：〇〇学会（該当のある場合）
3. 後 援：〇〇学会（該当のある場合）
4. 日 時：〇〇年〇月〇日（〇）〇：〇～〇：〇
5. 場 所：
〔日本学術会議講堂と併せて会議室を使用する場合は、会議室数及び使用目的を必ずご記入ください。ハイブリッド開催の場合にはその旨をご記入ください。〕
6. 一般参加の可否：
可の場合は、一般参加者の参加費の有無：
不可の場合は、その理由：
7. 分科会等の開催の有無：
8. 開催趣旨：
9. 次 第：
〔・主催する委員会等の委員の複数が挨拶又は講演等を行うことが必要です。
・該当する委員の氏名に下線を引いてください。
・登壇者等の多様性も十分に考慮してください。特に、登壇者や発言者等が2人以上いる場合、その性別に偏りがないよう努めてください。〕
10. 関係部の承認の有無：

（下線の講演者等は、主催委員会（分科会）委員）

別紙様式 2 (第 4 条第 4 項関係)

開催報告

- 1 事業名称：○○○○○○○○○○
- 2 日本学術会議側の主催者：○○委員会○○分科会
- 3 その他の主催団体等：
・主催：○○学会
・後援：○○大学
- 4 開催日時：○○年○月○日（○） ○：○～○：○
- 5 開催場所：○○○○○○○○○○
- 6 開催趣旨：
○○
○○○○○○○○○○○○○○
- 7 参加人数：
講演者等：○○名
その他の参加者：○○○名
- 8 開催内容（概要）：
（発表、意見交換の概要等をご記入ください。）
- 9 特記事項：
○○
○○○○○○○○○○○○○○
○○
○○○○○○○○○○○○○○

※「特記事項」欄には、下記のほか、当該シンポジウム等の開催による成果として特記すべき事項があれば、簡潔に記載。

- ①メディアによる取材・報道等の状況
②委員会等の審議活動（意思の表出を含む。）への反映
③共同主催団体等における事後の取組

※記載はA 4 用紙で2 枚以内とし、その他必要があれば関連資料等を添付

別紙様式3（第19条第1項）

年 月 日

日本学術会議会長 殿

住所
団体名
代表者名

日本学術会議の名義の使用の承認申請について

下記のとおり日本学術会議の名義の使用の許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

申請の種類	☐ 共催 ☐ 後援 ☐ 協賛 ☐ その他（ ）
事業名	
主催者名	
共催者名・後援者名 （予定を含む）	
開催期間	年 月 日（ ）～ 月 日（ ） （ ）日間
開催場所	
事業の概要（目的、 内容、学術的意義、 参加予定者数等）	
参加料等の有無	☐ 有料（ ）円 ☐ 無料
担当者氏名・連絡先	

（共催の場合）

事業に参加する日本学術会議の内 部組織（委員会等名）及び担当者名	
希望する名義	
講堂等使用の有無	☐ 有り ☐ 無し

【添付書類】

- （１）事業の概要（議事次第、登壇者、事故防止及び公衆衛生のための措置 等）
- （２）収支予算書
- （３）主催者が民間団体である場合は、定款又は会則、役員名簿等
- （４）その他事業内容がわかるもの

サイエンスカフェの開催手続に関する規程（案）

令和 8 年 ○ 月 ○ 日
日本学術会議第○回役員会決定

（趣旨）

第1条 この規程は、日本学術会議（以下「学術会議」という。）が主催又は共催するサイエンスカフェの開催手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において、「サイエンスカフェ」とは、学術会議が主催又は共催するサイエンスカフェであって、会員又は連携会員（日本学術会議会則第43条第2項に基づき委嘱された連携会員を含む。以下同じ。）と市民が少人数かつ気軽な雰囲気の中で双方向の直接のコミュニケーションを行うことによって、科学者と市民をつなぎ、科学の社会的な理解を深め、併せて学術会議の活動を社会に示すことを狙いとして行われるものとする。

2 この規程において、「主催」とは学術会議の会員又は連携会員が主体となって企画し開催することをいい、「共催」とは外部の団体が主体となって企画し開催するもので学術会議の会員又は連携会員が参加することをいう。

（実施要件）

第3条 サイエンスカフェは、次の各号の要件いずれも満たすものでなければならない。

- （1）第2条第1項のサイエンスカフェの定義に沿った企画運営がなされていること。
- （2）学術会議の会員又は連携会員が1名以上、挨拶、司会、あるいは講師のいずれかを行うこと。
- （3）ポスター、プログラム等において、「日本学術会議主催（又は共催）」の名称を、「日本学術会議会員（又は連携会員）」の肩書きを適切に用いること。

（手続）

第4条 サイエンスカフェの開催を提案する会員又は連携会員は、別紙様式1による申請書を、開催期日の2か月前までに、社会活動・広報委員会に提出しなければならない。

- 2 社会活動・広報委員会は、前項の申請書について、第3条に掲げる実施要件を満たしているか確認し、承認の可否を検討して、その結果を申請者に通知する。
- 3 サイエンスカフェを開催したときは、当該サイエンスカフェにおける題目等を開催後直近の役員会に報告する。
- 4 サイエンスカフェを開催した会員又は連携会員は、開催後おおむね1か月以内に、別紙様式2により開催報告を事務局に提出する。事務局は、提出された開催報告を遅滞なく日本学術会議ウェブサイトに掲載する。

（参加費及び費用負担）

第5条 参加費は原則無償とする。ただし、茶菓代として実費程度を参加費として徴収することができる。

2 開催に伴う経費として、予算の範囲内において、会員及び連携会員の旅費及び手当、外部講師の旅費その他別に定める経費を学術会議が負担することができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、決定の日から施行する。

(経過措置)

第2条 この規程の施行前に、サイエンスカフェに関する今後の対応について（平成24年11月30日日本学術会議第166回幹事会決定）により届け出をされたサイエンスカフェのうち、この規程の施行の日以降に実施されるものについては、この規程により承認されたものとみなす。

別紙様式 1

日本学術会議サイエンスカフェ申請書

申請日： 年 月 日

申請者（会員、連携会員）：

1. 題 目：
2. 日 時：
3. 場 所：
4. 関係団体：
（開催に関係する（費用負担含む）団体をすべて明記してください。）
5. 申請者の役割：
（挨拶、司会、講師、その他（具体的に記入）の中から該当するものを選んでください。）
6. 内 容：
（出演される方全員の氏名・所属・役職を明記してください。参考資料等があれば、添付してください。）
7. 参加費：
8. 参加予定人数：
9. 連絡担当者：
（事務局から問合せをする可能性があるので、連絡できる方を明記してください。）
氏名（所属・役職）
電話番号
メールアドレス

別紙様式2

サイエンスカフェ開催報告

1. 題 目：
2. 開催日時：〇〇年〇月〇日（〇） 〇時〇分～〇時〇分
3. 開催場所：〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
4. 関係団体等：〇〇〇大学、〇〇〇学会
（開催に関係した（費用負担含む）団体をすべて明記してください。）
5. 役 割
司会：〇〇〇〇（〇〇〇大学教授）
講師：〇〇〇〇（〇〇〇大学教授）
6. 開催内容（概要）：
（発表、質疑応答の概要等を簡単にご記入ください。）
7. 参加人数：
発表者等：〇〇名
その他の参加者：〇〇名
8. 特記事項：
（実施結果等について、特に記しておくべき事柄があればご記入ください。）

※当日の配布資料等があれば、本開催報告に併せてご提出ください。

日本学術会議の行う国際学術交流事業の実施に関する内規（案）

令和 8 年 ○ 月 ○ 日
日本学術会議第○回役員会決定

第1章 総則

（事業の範囲）

第1条 日本学術会議（以下「学術会議」という。）は、日本学術会議法（令和7年法律第70号。以下「法」という。）第1条、第37条第4号及び第41条並びに日本学術会議会則（令和8年日本学術会議規則第1号。以下「会則」という。）第38条第1項及び第2項の規定を実施するため、国際的学術研究に関する交流及び協力（以下「国際学術交流」という。）を目的とする次の各号に定める事業を行うものとする。

- （1）法第41条に規定する国際団体への加入（以下「団体加入」という。）
- （2）学術に関する国際会議等への代表の派遣（以下「代表派遣」という。）
- （3）学術に関する国際会議のうち、国内で開催されるものの主催（以下「国際会議主催」という。）
- （4）世界に共通する科学的諸問題の解決に向けて国内外の科学者等により議論するシンポジウムの開催（以下「国際シンポジウム」という。）
- （5）特定国・地域との学術交流のための代表団等の派遣及び特定国・地域からの学術交流のための代表団等の招請（以下「二国間学術交流」という。）
- （6）複数国・地域の公的学術機関又は学術研究団体との学術交流及び協力並びに協働（以下「多国間学術交流」という。）
- （7）多国間学術交流のうち、特定の国際的枠組みにおける共同声明（以下「特定多国間共同声明」という。）の策定及び発出
- （8）アジア域内における人文科学部門及び自然科学部門を複合する領域の国際会議の開催（以下「アジア学術会議」という。）
- （9）地球規模課題の解決に向けた国際学術プログラムの推進（以下「フューチャー・アースの国際的展開」という。）
- （10）その他国際学術交流を通して学術会議の職務を達成するために必要な事業

（事業の基準）

第2条 前条の国際学術交流事業は、次の各号に規定する基準に基づいて実施することとする。

- （1）国際社会における我が国の役割に対応する学術面での貢献をすること。
- （2）長期的かつ総合的な計画の下に、諸科学の調和ある発展に寄与すること。
- （3）前条各事業の相乗効果が最も上がるよう調整すること。
- （4）学術に関する条件の変化に応じ、前条各事業を常に見直すこと。

第2章 国際団体加入

(国際学術団体の要件)

第3条 学術に関する国際団体（以下「国際学術団体」という。）のうち学術会議が加入するものは、次の各号に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 国際学術交流を目的とする非政府的かつ非営利的団体であること。
- (2) 各国の公的学術機関及び学術研究団体等が国際学術団体に国を代表する資格を有して加入するもの（以下「各国代表会員」という。）が、主たる構成員となるものであること。
- (3) 組織構成が次の一に該当するものであること。
 - ア 個々の学術の専門分野における統一のかつ世界的な組織を有するもの
 - イ 研究の領域が複数の専門分野にわたるものであって、統一のかつ世界的な組織を有するもの
 - ウ 研究の領域が複数の専門分野にわたるものであって、ア又はイの国際学術団体を連合した世界的組織を有するもの
 - エ 構成員のうち、各国代表会員がアジア地域等我が国に関係する地域等に限られるものであって、当該国際学術団体の研究の領域が複数の専門分野にわたるもの
- (4) 10か国を超える各国代表会員が加入しているか、又は加入することが明らかになっていること。
- (5) 定款等が整備され、総会、各種委員会及び学術研究集会等が定期的に行われていること。

(加入要件)

第4条 学術会議が前条に規定する団体に加入しようとするときは、次の各号に定める要件を満たさなければならない。

- (1) 学術会議が加入することが、当該国際学術団体の対応する分野の学術の進歩に貢献することが明らかであること。
- (2) 学術会議が当該国際学術団体に、我が国を代表する唯一の組織として加入することが認められること。
- (3) 学術会議に、国際学術団体に対応する委員会又は分科会（以下「国内委員会」という。）があること。

(分担金の負担要件)

第5条 国際学術団体の定款等に、加入に伴う会費その他の費用（以下「分担金」という。）の負担義務に関する規定があるものに学術会議が加入するときは、学術会議が分担金を負担するものとする。この場合にあっては、当該定款等に次の各号に定める要件が規定されていなければならない。

- (1) 分担金の負担区分が明らかにされていること。
- (2) 分担金を負担するものに対して、定期的な会計報告の実施が義務付けられていること。
- (3) 分担金の変更は、当該国際学術団体の総会等の議決によってなされること。

(国際学術団体への加入申請)

第6条 学術会議が国際学術団体に加入するときは、当該団体の国内委員会が、会長に様式第1に定める申請書をもって申請しなければならない。申請書の記載内容に変更があったときも同様とする。

- 2 前項の申請に係る国内委員会が分野別委員会の分科会であるものについては、分野別委員会の委員長を経由して申請するものとする。

(国際委員会の審議)

第7条 会長は、前条の規定による申請があったときは、加入の適否について国際委員会に審議を行わせるものとする。

- 2 国際委員会は、第3条から第5条までの規定に基づいて加入の適否を審議し、複数の申請があった場合は優先順位及びその理由を付して会長に報告するものとする。

(役員会への提案)

第8条 会長は、前条の規定による国際委員会の報告に基づき、加入することが適当とされた国際学術団体について、加入申請書を付して役員会に提案しなければならない。

(加入の決定等)

第9条 会長は、役員会において加入することが適当と認められた国際学術団体について、加入申請書を付して総会に提案しなければならない。

- 2 会長は、総会において加入することが適当と認められた国際学術団体のうち、法第41条の規定により内閣総理大臣の承認を要するものについては、監事の調査及び財務大臣との協議を経た上で、内閣総理大臣の承認を求めるものとする。
- 3 国際学術団体への加入に関し、前項の規定により内閣総理大臣の承認を求めたものについてはその承認をもって、それ以外のものについては総会の議決をもって、加入の決定とする。

(加入後の任務)

第10条 学術会議が加入した国際学術団体（以下「加入国際学術団体」という。）に対応する国内委員会は、当該国際学術団体の運営及び研究の連絡等に参加し、その状況を定期的に会長及び国際委員会に報告しなければならない。

- 2 加入国際学術団体の国内委員会は、当該国際学術団体の分担金の額が変更されるときは、速やかにその変更の理由と新旧対照表を付して会長及び国際委員会に通知しな

なければならない。

(加入国際学術団体の見直し)

第11条 会長は、国際委員会に対して、加入国際学術団体を見直すために、第3条から第5条までに規定する要件及び第10条第1項に規定する加入後の任務の遂行状況に関して様式第2に定める調査票をもって調査させることができる。

2 前項の調査は、原則3年に1度行う他、必要に応じ随時行うものとする。

(加入国際学術団体からの脱退)

第12条 前条の調査の結果、会長が、第3条から第5条までに規定する要件を満たさなくなったと判断する加入国際学術団体については、学術会議は、役員会の議決を経て脱退することができる。

2 加入国際学術団体への脱退の手続は、前項の議決を経た後、速やかに行わなければならない。

3 会長は、前項の脱退の手続を経た後、最初に開かれる総会に当該加入国際学術団体からの脱退について報告するものとする。

第3章 代表派遣

(代表派遣の目的)

第13条 代表派遣は、次条で定める学術に関する国際会議等に学術会議の代表を派遣することにより、世界の学界との連携、国際学術団体の運営への参画、学術に関する動向の把握、研究の連絡並びに情報の収集及び交換等を行うことを目的とする。

(代表派遣の対象となる国際会議等)

第14条 代表派遣の対象となる学術に関する国際会議等は、次の各号に掲げる会議等の一に該当するものでなければならない。

- (1) 国際学術団体の総会及び運営に関する会議
- (2) 国際学術団体等が行う国際協力事業の企画及び運営を目的とする会議
- (3) 学術に関する国際会議（以下「国際会議」という。）のうち特に重要なもので、当該会議の母体となる国際学術団体又はそれに準ずる組織等から我が国代表の出席を求められている会議
- (4) 学術会議がその職務を果たす上から必要な研究の連絡、情報の収集及び交換等を行うために代表を派遣する会議等

(代表派遣会議調書の提出)

第15条 会長は、前条の規定に該当する会議等について、当該会議等の開催が予定される会計年度（以下「会議開催年度」という。）の前年度の11月中に、国内委員会及

びその他の委員会の委員長（以下「関係委員長」という。）に対し、様式第3に定める代表派遣会議調書（以下「会議調書」という。）の提出を依頼するものとする。

- 2 関係委員長は、前項の依頼があったときは、会議開催年度の前年度の1月上旬までに、会議調書を提出しなければならない。

（代表派遣実施計画案の作成）

第16条 会長は、前条第2項の規定により会議調書の提出があったときは、次の各号に掲げる区分に基づき、代表派遣実施計画（以下「派遣実施計画」という。）の案の策定を国際委員会に依頼するものとする。

（1）第1区分

- ア 第14条第1号に掲げる会議のうち加入国際学術団体の総会
- イ 国際学術団体の総会のうち、アに準ずるもの

（2）第2区分

- ア 第14条第1号に掲げる会議のうち加入国際学術団体の運営に関するもの
- イ 第14条第2号及び第3号に掲げる会議等で我が国の代表の参加を要請される等学術会議として代表派遣する特別の必要性があるもの

（3）第3区分

第14条に掲げる会議のうち前2号以外のもので国際委員会委員長が適当と認めるもの

- 2 国際委員会は、第1項の依頼があったときは、第1項各号に掲げる区分に基づき、各区分の代表派遣に係る旅費の配分額を検討しつつ、それぞれ様式第4に定める派遣実施計画の案を作成し、会議開催年度の前年度の2月中に会長に提出しなければならない。
- 3 国際委員会は、前項の派遣実施計画の案の作成に当たっては、第1項第1号に区分される会議を優先しなければならない。ただし、国際委員会が会議の内容等に照らして代表派遣が必要と認めるものについては、この限りでない。

（派遣実施計画の作成）

第17条 会長は、前条の規定により提出のあった派遣実施計画の案に基づき、様式第5に定める派遣実施計画を作成して、会議開催年度の前年度の2月中に開催される役員会の承認を得るものとする。

（派遣者の選考）

第18条 関係委員長は、役員会で承認された派遣実施計画に基づき、代表を派遣すべき会議等（以下「代表派遣会議」という。）のそれぞれの内容等に応じて、会員の中から適任者を選考し、原則として代表派遣会議が開始される日の2か月前までに、様式第6に定める代表派遣会議候補者推薦書により派遣候補者を会長に推薦するものとする。ただし、連携会員若しくは日本学術会議外国人アドバイザーの中に適任者がある

と認められる場合は、その者を候補者として推薦することができる。

- 2 会長は、前項の規定による派遣候補者の推薦があったときは、派遣の適否について、国際委員会に審議を行わせるものとする。
- 3 国際委員会は、派遣候補者の派遣の適否を審議し、その結果を会長に報告するものとする。
- 4 会長は、前項の報告を踏まえ、学術会議の代表として派遣される者（以下「派遣者」という。）を決定する。

（派遣期間等）

第19条 代表派遣の期間は、原則として目的とする代表派遣会議の開催期間に、開催地への往復に必要な日数を加えたものとする。

（派遣実施計画の変更等）

- 第20条 関係委員長は、役員会で承認された派遣実施計画又は派遣者の変更をすべき事情が生じた場合は、その理由を付して速やかに会長に通知しなければならない。
- 2 会長は、前項の規定のうち、派遣実施計画の変更の通知があった場合は、軽微な変更を除き、理由を付して改めて役員会の承認を得るものとする。ただし、やむを得ない事由により事前に役員会の議に付すことができない場合は、事後において、役員会の追認を求めるものとする。
 - 3 会長は、第1項の規定のうち、派遣者の変更の通知があった場合は、理由を付して改めて国際委員会に審議を行わせた上で、変更を承認するものとする。ただし、やむを得ない事由により事前に国際委員会の議に付すことができない場合は、事後において、国際委員会に報告するものとする。

（代表派遣会議の追加）

第21条 会長は、第17条の規定により決定した派遣実施計画の旅費に残額が生じた場合は、その旅費の範囲内において、国際委員会委員長と協議の上、役員会の承認を得て、代表派遣会議を追加して派遣することができる。

（会長又は副会長を派遣する場合の特例）

第22条 会長又は副会長（会則第16条第5号担当）の出席が求められる会議に当該会長又は副会長を派遣する場合は、第15条から第21条までの規定にかかわらず、会長は役員会の承認を得て、当該派遣を決定するものとする。

（投票権の行使）

第23条 代表派遣会議が加入国際学術団体の総会であって、投票権の行使が予定されている場合には、当該派遣者が、学術会議を代表して投票権を行使するものとする。派遣者は、投票権の行使に当たっては、会長及び国内委員会と十分連絡を取って行わな

なければならない。

(派遣者の責務)

第24条 派遣者は、代表派遣会議に出席するに当たって、次の各号に掲げる審議事項が予測される場合は、事前に会長に通知しなければならない。

- (1) 我が国の学術に重大な影響を及ぼす事項の決議
- (2) 加入国際学術団体の定款等の改正及び分担金の額の変更に関する決議
- (3) 我が国で国際会議等の開催を求める決議
- (4) その他、学術会議の予算に係る決議等事前に通知することが適当な事項

2 会長は、前項の規定により通知を受けた事項のうち、特に必要なものについては、国際委員会及び関係委員長と協議の上、当該事項への対応について役員会に諮るものとする。

(派遣者の報告)

第25条 派遣者は、代表派遣会議において、前条第1項各号に掲げる事項について決議等があった場合は、その内容について派遣期間終了後速やかに関係委員長を経由して会長に報告しなければならない。

2 会長は、前項の規定による報告のうち、重要と思われる事項について役員会に報告するものとする。

3 派遣者は、代表派遣会議から、派遣期間終了後1か月以内に、当該会議の関係資料を付して、様式第7に定める代表派遣会議出席報告書を会長に提出しなければならない。

第4章 国際会議の主催

(主催事業)

第26条 学術会議は、国内で開催される国際会議であって、学術に関する研究発表及び討論等を行うもの若しくは国際学術団体の運営上の問題を審議するもの、又は両者を併せ行うものに関して、次の各号に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 国際会議を単独で主催すること（以下「単独主催」という。）
- (2) 国際会議を当該会議に対応する学術研究団体と共同して主催すること（以下「共同主催」という。）。)

(単独主催の要件)

第27条 単独主催とする国際会議は、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 第3条第3号イ、ウ又はエに掲げる国際学術団体が母体となる国際会議であって、当該団体から日本開催の要請を受けたもののうち、単独主催とすることが適当

なもの

(2) 国際学术交流に資する国際会議で、学術会議が独自に企画することが適当であるもの

2 前項第1号の国際会議にあつては、当該会議の母体となる国際学術団体の協力が得られることが明らかでなければならない。

(連絡)

第28条 国際会議の母体となる国際学術団体（以下「母体団体」という。）が第3条第3号イ、ウ又はエであるものに対応している国内委員会の長は、国際会議の日本開催の動向を知った場合であつて、当該会議を学術会議が単独で主催するに適当と判断するときは、速やかに会長に連絡しなければならない。

(単独主催の審議)

第29条 会長は、前条の連絡があつた場合は、国際委員会にその適否を審議させるものとする。

(単独主催の決定)

第30条 会長は、前条の審議結果に基づき、役員会の承認を得て単独主催を決定する。

2 会長は、第27条第1項第2号の国際会議を単独で主催しようとする場合は、役員会の承認を得て単独主催を決定する。

(共同主催の要件)

第31条 共同主催とする国際会議は、原則として、次の各号に掲げる要件に該当するものとする。

(1) 国際会議の開催について、次の要件を満たすことが明らかであること。

ア 母体団体において、国際会議の日本開催が決定したものであること。

イ 関係分野に影響を与え学術の振興に寄与するものであること。

(2) 国際会議が次の一の性格を備えるものであること。

ア 主題となる研究の我が国の水準が世界水準を超えているものであること。

イ 主題となる研究が複合又は学際領域のものであること。

ウ 我が国及び世界において共通する科学的諸問題の解決を促進するものであること。

エ 時代の要請する主題であつて優先性が高いものであること。

(3) 学術会議が国際会議の母体団体と次の要件の一に該当する関係を有するものであること又は加入国際学術団体が後援する国際会議であること。

ア 加入国際学術団体又はその下部機構が母体団体であること。

イ 学術会議と緊密な連絡の必要性のある国際学術団体が母体団体であること。

(4) 開催期間中に市民公開講座など、会議の成果を一般市民に還元するプログラムを

企画していること。

(申請)

第32条 前条第1号に定める国際会議に対応する学術研究団体又はこれに準じる団体の代表者は、当該会議の日本開催が決定したときは、様式第8に定める申請書をもって会長に共同主催の申請を行うことができる。

2 前項の申請書は、国際会議を開催する年度の前々年度の11月末日までに提出するものとする。

(共同主催の審議)

第33条 会長は、前条第1項の申請があったときは、共同主催の選定のため、国際委員会に審議を行わせるものとする。

2 国際委員会は、同委員会に置かれる国際会議の主催に関する分科会（以下「主催検討分科会」という。）において、前項の審議を行わせるものとする。

3 主催検討分科会は、前項の審議を行うため、各部に当該会議の共同主催の適否等について意見を聴くことができる。

4 主催検討分科会における審議は、会議を開催する前々年度の2月末までに終えなければならない。

ただし、複数回に分けて結論を出すこともできる。

(共同主催の決定)

第34条 会長は、前条の審議結果に基づき、役員会の承認を得て共同主催を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

(事務及び経費の分担)

第35条 会長は、前条の決定後、当該会議を共同して主催する学術研究団体の代表者と準備及び運営等に関する事務及び経費の分担について協議するものとする。

2 国際会議開催経費のうち、前項の協議の結果学術会議で支弁することとなった以外のものについては、共同して主催する学術研究団体が負担するものとする。なお、共同して主催する学術研究団体が負担することとなった経費に充当される参加費の徴収又は寄附金の募集等、及びそれらの経理事務については、当該学術研究団体が行うものとする。

3 当該事務及び経費の分担に係る合意事項については、学術会議及び共同して主催する学術研究団体において確認を要するものとする。

第5章 国際シンポジウム

(国際シンポジウムの目的)

第36条 国際シンポジウムは、我が国及び世界において共通する科学的諸問題の解決に向けた科学の貢献について、国内外の科学者等が議論する場を提供するとともに、その成果を広く一般に反映浸透させることを目的とする。

(内容)

第37条 国際シンポジウムは、前条の目的を達成するため、国内外の科学者等による発表及び討論等を行い、これを広く一般に公開することにより行うものとする。

(企画案の策定等)

第38条 国際シンポジウムは、国際委員会において、その企画案の策定及び実施準備について検討するものとする。

- 2 国際委員会は、前項の検討に基づき、国際シンポジウムに係る企画案の策定及び実施準備を行うものとする。
- 3 国際委員会は、前項により策定した企画案を役員会に提出し、承認を得るものとする。
- 4 国際シンポジウムの企画案の策定及び実施準備については、国際委員会に置かれる分科会において行うことができる。

(経費)

- 第39条 国際シンポジウムを他の機関と共同して主催する場合には、会長は、当該他の機関と準備及び運営等に関する事務及び経費の分担について協議するものとする。
- 2 国際シンポジウム開催経費のうち、前項の協議の結果学術会議で支弁することとなった以外のものについては、当該他の機関が負担するものとする。
 - 3 当該事務及び経費の分担に係る合意事項については、各主催機関において確認を要するものとする。

第6章 二国間学術交流

(二国間学術交流の目的)

第40条 二国間学術交流は、次の各号に掲げる交流及び協力活動を行うことにより、学術研究に関する事項について、特定国・地域の科学者等と意見及び情報を交換することを目的とする。

- (1) 国外における学術の動向及び研究体制の実態を把握し、我が国の学術研究の推進並びに体制の整備及び改善に寄与することとなる活動
- (2) 先端的分野又は学術会議として特に取り組むべき必要があると判断した分野についての、研究及び研究体制に関する情報を交換する活動
- (3) 開発途上国・地域における学術の研究体制の実態を把握し、当該国・地域における学術の発展を図る上で必要な意見を交換し、情報を提供する活動

(内容)

第41条 二国間学術交流は、前条に規定する交流及び協力活動を、特定国・地域との学術交流のための代表団等の派遣及び招請を実施することにより行うものとする。

(検討及び実施)

第42条 二国間学術交流は、国際委員会において、その在り方等について検討するものとする。

2 国際委員会は、学術会議の活動等を勘案して、実施計画の案を策定し、二国間学術交流を行う国・地域（以下「交流国」という。）を選定するものとする。

3 国際委員会は、前項の規定により交流国を選定した場合は、実施計画の案を役員会に提出し、承認を得るものとする。

4 交流事業の実施については、国際委員会に設置される分科会にて行うことができる。なお、交流国の学術の特色及び学術会議の活動の動向等を勘案して、役員会が適当と判断する他の委員会又は分科会に交流事業の実施について依頼することができる。

第7章 多国間学術交流

(多国間学術交流の目的)

第43条 多国間学術交流は、次の各号に掲げる交流及び協力活動を行うことにより、複数国・地域の公的学術機関又は学術研究団体等と連携し、国際社会が共通して直面する課題及び学術研究に関する事項について、科学者等との間で意見及び情報を交換し、国際的な学術的貢献を行うことを目的とする。

- (1) 地球規模課題その他の国際社会が共同で対処すべき課題について、学術的知見に基づく共同声明の発出等、国際社会及び我が国の政策形成並びに学術の発展に資する活動
- (2) 共通する先端的分野又は学術会議として特に重点的に取り組む必要があると判断した分野等について、研究動向、研究成果及び研究体制に関する情報を交換し、国際的な協調及び連携を促進する活動
- (3) 複数国・地域の公的学術機関又は学術研究団体等との協働を通じ、学術の自律性、社会における学術の役割及び科学的助言の重要性等について国際的な共通理解を醸成する活動
- (4) 開発途上国を含む多様な国・地域の学術の現状及び課題を共有し、当該国・地域における学術の発展及び研究体制の強化等に寄与するための意見交換及び情報提供を行う活動

(内容)

第44条 多国間学術交流は、前条に規定する交流及び協力活動を、複数国・地域の公的

学術機関又は学術研究団体等と連携して実施する国際会議、共同声明又は提言の取りまとめその他のこれらに類する取組への参画、並びに代表者等の派遣及び招請を行うことにより実施するものとする。

(検討及び実施)

第45条 多国間学術交流は、国際委員会において、その在り方等について検討するものとする。

2 国際委員会は、学術会議の活動及び国際的動向等を踏まえ、国際的枠組みへの参画その他の多国間学術交流事業を新たに実施しようとするときは、当該多国間学術交流事業の実施が必要な理由書を役員会に提出し、承認を得るものとする。

3 多国間学術交流事業の実施については、国際委員会に設置される分科会において行うことができる。

(特定多国間共同声明)

第46条 会則第38条第2項に規定する特定多国間共同声明は、次に掲げる多国間学術交流の枠組みにおいて行うものとする。

(1) Gサイエンス学術会議 (S7)

(2) サイエンス20 (S20)

(特定多国間共同声明案の作成及び審議)

第47条 前条に掲げる当該多国間学術交流の枠組みを主催する国等から、特定多国間共同声明の案について学術会議に協議があったときは、会長は、国際委員会に審議を行わせるものとする。

2 学術会議が当該枠組みを主催する国として特定多国間共同声明の案を作成しようとするときは、会長は、国際委員会において当該案を作成させ、多国間学術交流の枠組みに参加する公的学術機関又は学術研究団体と協議するものとする。

3 国際委員会は、前二項の規定による審議又は作成を、同委員会に置かれる分科会に行わせるものとする。

4 前項の分科会は、前項の審議又は作成を行うに当たり、必要に応じて各部に対し当該案について意見を求めることができる。

(特定多国間共同声明の案の承認)

第48条 会長は、前条の規定による協議を経た特定多国間共同声明の案について、役員会の承認を得るものとする。

(特定多国間共同声明への署名)

第49条 前条の規定により承認された特定多国間共同声明については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者が、学術会議を代表してこれに署名するものと

する。

(1) 第22条の規定により会長又は副会長を派遣する場合 当該会長又は副会長

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 多国間学術交流の枠組みに参加する者のうちから役員会が指定する者

(特定多国間共同声明の変更への対応)

第50条 会長は、第48条の規定により承認された特定多国間共同声明の案が、多国間学術交流の枠組みにおける審議の過程で変更された場合において、その変更が当該承認された内容の範囲を逸脱しないと前条の規定により署名を行う者が認めるときは、その対応については、同者の判断に委ねることができる。

第8章 アジア学術会議

(アジア学術会議の目的)

第51条 アジア学術会議は、アジア域内での学術交流と協力を促進する基盤を提供し、全体論的な展望と構想をつくり、その実現を図ることを目的とする。

(内容)

第52条 アジア学術会議は、前条の目的を達成するため、アジア域内の各国・地域において、参加国・地域間の連絡調整を行い、学術に関する研究発表及び討論等を行う会議を開催することにより行うものとする。

(検討及び実施)

第53条 学術会議は、アジア学術会議の事務をつかさどる。

2 アジア学術会議は、国際委員会に置かれる分科会において、その在り方等について検討し、活動をより一層推進するものとする。

(学術会議の実施事業)

第54条 学術会議において、第51条の目的を達成するため、次の各号に掲げる国際学術交流事業を行うものとする。

(1) アジア学術会議等への代表者の派遣

(2) アジア学術会議の運営支援等

(派遣の基本方針案の作成)

第55条 会長は、前条第1号の活動を行うため、次の各号に掲げる区分に基づき、アジア学術会議等への代表者について派遣の基本方針（以下この条、次条及び第57条において「派遣の基本方針」という。）の案の策定を国際委員会に依頼するものとする。

(1) 第1区分

隔年で開催するアジア学術会議の総会及び毎年開催する学術に関する研究発表及び討論等を行う会議

(2) 第2区分

アジア学術会議の開催及び運営に関する会議

(3) 第3区分

アジア学術会議に関連する会議等のうち、前2号以外のもので国際委員会委員長が適当と認めるもの

- 2 国際委員会は、前項の依頼があったときは、国際委員会に置かれるアジア学術会議等分科会において審議の上、派遣の基本方針の案を作成し、会長に提出しなければならない。

(派遣の基本方針の作成)

第56条 会長は、前条の規定により提出のあった派遣の基本方針の案に基づき、年度当初までに派遣の基本方針を作成し、役員会の承認を得るものとする。

(派遣会議及び派遣者の選定)

第57条 会長又は国際委員会委員長は、派遣会議及び派遣候補者の選定について、アジア学術会議等分科会において審議させ、国際委員会委員長に報告させるものとする。

- 2 アジア学術会議等分科会は、前項の審議に当たって、派遣の基本方針に基づき派遣会議を選定し、派遣会議の内容に応じて、会員の中から派遣候補者を選考する。ただし、連携会員又は日本学術会議外国人アドバイザーの中に適任者があると認められる場合は、その者を派遣候補者とすることができる。
- 3 アジア学術会議等分科会は、派遣会議の選定を行うにあたっては、第55条第1号に区分される会議を優先しなければならない。
- 4 国際委員会委員長は、アジア学術会議等分科会が選定した派遣会議及び派遣候補者について、国際委員会の承認を経た上で会長に報告するものとする。
- 5 会長は、前項の規定による報告を受けた場合は、予算の範囲内において、派遣者を決定する。

(派遣期間)

第58条 派遣の期間は、原則として目的とする派遣会議の開催期間に、開催地への往復に必要な日数を加えたものとする。

(派遣会議の変更等)

第59条 アジア学術会議等分科会は、国際委員会で承認された派遣会議及び派遣者の変更をすべき事情が生じた場合は、その理由を付して速やかに国際委員会委員長

に通知しなければならない。

- 2 国際委員会委員長は、前項の規定による通知があった場合は、理由を付して改めて国際委員会の承認を得るものとする。ただし、やむを得ない事由により事前に国際委員会の承認が得られない場合は、事後に追認を求めるものとする。

第9章 フューチャー・アースの国際的展開

(フューチャー・アースの国際的展開の目的)

第60条 フューチャー・アースの国際的展開は、気候、物質循環、生物多様性、人間活動を含め、地球環境の変動を包括的に理解し、学際的な方法及び社会との協働により、地球規模課題の解決に資する国際的な学術研究の総合的な推進を目的とする。

(内容)

第61条 学術会議におけるフューチャー・アースの国際的展開は、前条の目的を達成するため、国際学術プログラムであるフューチャー・アース（以下「フューチャー・アース」という。）に関し、次の各号に掲げる国際学術交流事業を行うものとする。

- (1) フューチャー・アースに関する国際会議等への代表者の派遣
- (2) フューチャー・アースに関する国際会議等の運営支援等

(派遣の基本方針案の作成)

第62条 会長は、前条第1号の活動を行うため、次の各号に掲げる区分に基づき、フューチャー・アースに関する国際会議等への代表者について派遣の基本方針（以下この条、次条及び第67条において「派遣の基本方針」という。）の案の策定を国際委員会に依頼するものとする。

- (1) 第1区分

フューチャー・アースの国際的な意思決定及び運営に関し中核的な位置づけの会議

- (2) 第2区分

フューチャー・アースに関連する会議等のうち、前号以外のものでフューチャー・アースの国際本部事務局及び地域事務局・事務所が関与するもの

- (3) 第3区分

フューチャー・アースに関連する会議等のうち、前2号以外のもので国際委員会委員長が適当と認めるもの

- 2 国際委員会は、前項の依頼があったときは、国際委員会に置かれるフューチャー・アースの国際的展開に関する分科会（以下「国際的展開対応分科会」という。）において審議の上、派遣の基本方針の案を作成し、会長に提出しなければならない。

(派遣の基本方針の作成)

第63条 会長は、前条の規定により提出のあった派遣の基本方針の案に基づき、年度当初までに派遣の基本方針を作成し、役員会の承認を得るものとする。

(派遣会議及び派遣者の選定)

第64条 会長又は国際委員会委員長は、派遣会議及び派遣候補者の選定について、国際的展開対応分科会において審議させ、国際委員会委員長に報告させるものとする。

2 国際的展開対応分科会は、前項の審議に当たって、派遣の基本方針に基づき派遣会議を選定し、派遣会議の内容に応じて、会員の中から派遣候補者を選定する。ただし、連携会員又は日本学術会議外国人アドバイザーの中に適任者があると認められる場合は、その者を派遣候補者としてすることができる。

3 国際的展開対応分科会は、派遣会議の選定を行うにあたっては、第62条第1号に区分される会議を優先しなければならない。

4 国際委員会委員長は、国際的展開対応分科会が選定した派遣会議及び派遣候補者について、国際委員会の承認を経た上で会長に報告するものとする。

5 会長は、前項の規定による報告を受けた場合は、予算の範囲内において、派遣者を決定する。

(派遣期間)

第65条 派遣の期間は、原則として目的とする派遣会議の開催期間に、開催地への往復に必要な日数を加えたものとする。

(派遣会議の変更等)

第66条 国際的展開対応分科会は、国際委員会で承認された派遣会議及び派遣者の変更をすべき事情が生じた場合は、その理由を付して速やかに国際委員会委員長に通知しなければならない。

2 国際委員会委員長は、前項の規定による通知があった場合は、理由を付して改めて国際委員会の承認を得るものとする。ただし、やむを得ない事由により事前に国際委員会の承認が得られない場合は、事後に追認を求めるものとする。

(会議の運営等)

第67条 学術会議は、第61条第2号の活動を行うため、国内及び国外で開催される国際会議等であって、フューチャー・アースの国際的な意思決定及び運営上の問題を審議するもの若しくはフューチャー・アースの推進に資する研究発表及び討論等を行うもの、又は両者を併せ行うものに関して、主催団体の要請に応じ、運営の一部を担うことができることとする。

(決定等)

第68条 会長は、前条の要請があった場合は、国際委員会にその適否を審議させるものとする。

2 会長は、前項の審議結果に基づき、役員会の承認を得て、その実施を決定するものとする。

第10章 その他学術交流

(国外で開催される国際会議の運営)

第69条 学術会議は国外で開催される国際会議であって、学術に関する研究発表及び討論等を行うもの若しくは国際学術団体の運営上の問題を審議するもの、又は両者を併せ行うものに関して、主催団体の要請に応じ、運営の一部を担うことができるものとする。

(決定等)

第70条 会長は、前条の要請があった場合は、国際委員会にその適否を審議させるものとする。

2 会長は、前項の審議結果に基づき、役員会の承認を得て、その実施を決定するものとする。

3 運営の一部を担う際に経費を学術会議が負担する場合には、役員会の承認を得るものとする。

附 則

第1条 この内規は、決定の日から施行する。

第2条 この内規の施行前に、日本学術会議の行う国際学術交流事業の実施に関する内規（平成17年10月4日日本学術会議第1回幹事会決定）の規定により承認された計画、方針その他事業の実施に係る行為のうち、この内規の施行の日以降に実施されるものについては、この内規の規定により承認されたものとみなす。

様式第1（第6条関係）

令和 年 月 日

日本学術会議会長 殿

____委員会
委員長_____

国際学術団体への加入申請書

日本学術会議の行う国際学術交流事業の実施に関する内規第6条の規定に基づき、下記国際学術団体への加入を申請します。

記

1 国際学術団体に関する事項

名称	和文									
	欧文		(略 称)							
設立年月日			年 月 日							
設立目的										
沿革										
団体の性格			非政府的（該当する 該当しない） 非営利的（該当する 該当しない）							
内規第3条第3号の組織構成該当条項			ア イ ウ エ	ア以外に該当する場合 「複数の専門分野にわたる」ことを示す部及び委員会名	分野別委員会 分野別委員会 分野別委員会 分野別委員会					
法人登録地										
事務局所在地										
主な役員	役職名		国 籍 ()	選出方法	任 期 (年)					
			国 籍 ()		任 期 (年)					
			国 籍 ()		任 期 (年)					
運営組織										

主な財源					
分担金		有・無			
学術会議が加入した場合の分担金	カテゴリー	単位額	金額（通貨）	定款等の根拠条項	
決定要因		1 GDP	2 研究水準	3 科学者数	4 その他（）
学術会議が加入した場合の投票権（VOTE 数）		票 定款等の根拠条項			
加入国数等	ナショナルメンバー数	主要加入国名（10 か国）	エグザンメンバー	加入個人会員数	
	か国		他 団体	人	
現在、我が国からナショナルメンバーとして加入している団体		有（団体名） ・ 無			

2 国際学術団体活動状況

総会開催周期		1 定期的（ 年に 1 回）		2 不定期		
過去 10 年間	開催年	令和 年	令和 年	令和 年	令和 年	令和 年
	会議名					
	開催地	国 市	国 市	国 市	国 市	国 市
	参加国数	か国	か国	か国	か国	か国
	出席者数	人	人	人	人	人
関係国際学術団体	上部団体					
	協力関係団体	他 団体				
出版物		1 定期的（年 回） 主な出版物名 2 不定期（） 主な出版物名				
学術に関する国際機関等の提唱で行った活動		有（内 容） ・ 無				
学術に関する国際機関等への提言		有（内 容） ・ 無				
国際協力事業への参加又は実施		有（内 容） ・ 無				
全世界（地域）的研究課題への取り組み		有（内 容） ・ 無				

発展途上国への対応	有 (内 容) ・ 無
関係学術分野の動向 と今後の重要課題	

3 国内における国際学術団体への対応状況

※ 国際学術団 体役員就 任状況	役職名					
	氏 名					
	任 期	年から 年まで	年から 年まで	年から 年まで	年から 年まで	年から 年まで
過去 10 年間	総会・学術研究集会への対応実績	開催年	令和 年	令和 年	令和 年	令和 年
		会議名				
		開催地	国 市	国 市	国 市	国 市
		日本からの 参加者	人	人	人	人
		学術会議によ る代表派遣 (氏名)	有 () 無	有 () 無	有 () 無	有 () 無
		当該会議の学術会 議共催・後援の有無				
関係学術研究団体名						
加入科学者数		人				

※ 役員が会員又は連携会員である場合には氏名の頭に○印を付けてください。

4 加入理由

学術の進歩への貢献 (国内・国際的)	
今後の我が国にとって 重要な研究テーマ	
国際学術交流の推進に与 える影響	
その他	

5 添付資料

1 国際学術団体の定款 (欧文及び和文) 2 国際学術団体の概要説明書 (歴史、現況等) 3 国際学術団体の加入しているナショナルメンバー一覧 4 国際学術団体の分担金一覧 (各国別カテゴリー、金額一覧) 5 国際学術団体の財務報告書 (最近のもの) 6 国際学術団体の機関誌、総会記録 (最近のもの) 7 その他加入に関して必要と思われる資料
--

* 経 由 分野別委員会委員長 氏 名 _____		受付	令和 年 月 日
		進達	令和 年 月 日
加入申請が複数の 場合の優先順位	_____位	(理 由)	

* 申請者は記入不要です。

様式第2（第11条関係）

加入国際学術団体に関する調査票

1 国際学術団体活動状況（内規第10条 活動報告）

団体名	和	
	英	(略 称)
	団体 HP (URL)	https://www. (日本学術会議が加盟していることの記載 有 ・ 無)
国際学術団体の設立目的		
国際学術団体における最近のトピックについて (学術の進歩、当該団体の推進体制の変化、国際機関・政府・社会との関わり方等)		
当該国際学術団体の対応する分野の学術の進歩に貢献した事例		
政策提言や世界の潮流になりそうな研究テーマ・研究方式・研究助成方式等について		
日本からの役員によるイニシアティブ事項や日本からの参加によって進展や成果があったものについて		
加入していることによる日本学術会議、学会、日本国民への変化やメリットについて		
その他（若手研究者・女性研究者育成法、科学者の倫理に関する当該国際学術団体の基本方針や憲章、資金提供ソースの発掘における画期的な方策等の特記事項など）		

2 今後の予定について（内規第10条 活動報告）

総会、理事会の日本開催の予定について（招致等の予定も含め）	
日本からの役員立候補等の予定について	
現在、検討中の日本からの提言や推進するプロジェクト等の動きについて	

3 国際学術団体会議開催状況（内規第10条 活動報告）

総会・理事会・各種委員会等の状況 （過去5年間及び今後予定されているもの）	総会開催状況	年（開催地： ） 、 年（開催地： ） 、 年（開催地： ） 、 年（開催地： ）			
	理事会・役員会等開催状況	年（開催地： ） 、 年（開催地： ） 、 年（開催地： ） 、 年（開催地： ） 、 年（開催地： ） 、 年（開催地： ） 、 年（開催地： ） 、 年（開催地： ）			
	各種委員会開催状況	年（開催地： ） 、 年（開催地： ） 、 年（開催地： ） 、 年（開催地： ） 、 年（開催地： ） 、 年（開催地： ） 、 年（開催地： ） 、 年（開催地： ）			
	研究集会・会議等開催状況	年（開催地： ） 、 年（開催地： ） 、 年（開催地： ） 、 年（開催地： ） 、 年（開催地： ） 、 年（開催地： ） 、 年（開催地： ） 、 年（開催地： ）			
上記会議等への日本からの参加・出席状況及び予定		記載例） 年、 会議（開催地名）、 人（うち代表派遣：氏名）			
国際学術団体における日本からの役員等への就任状況 （過去5年）		役職名	役職就任期間	氏名	会員、連携会員の別
			～		（ 期）会員・連携
			～		（ 期）会員・連携
			～		（ 期）会員・連携
			～		（ 期）会員・連携
			～		（ 期）会員・連携
			～		（ 期）会員・連携
			～		（ 期）会員・連携
			～		（ 期）会員・連携
出版物		1 定期的（年 回） 主な出版物名			
		2 不定期（ ） 主な出版物名			
活動状況が分かる年次報告等があれば添付又は URL を記載 （https://www. ）					

4 国際学術団体に関する基礎的事項（内規第3条、4条、5条）

国内委員会 （内規第4条第3号）	委員会名	
	委員長名	
	当期の活動状況	（開催日時 主な審議事項等）
内規第3条 （国際学術団体の要件関係）	国際学術交流を目的とする非政府的かつ非営利的団体である 1. 該当する 2. 該当しない ※根拠となる定款・規程等の添付又は URL を記載（http://www. ）	
	各国の公的学術機関及び学術研究団体等が国際学術団体に国を代表する資格を有して加入するものが、 主たる構成員となっている（主たる構成員が、いわゆる「国家会員」であるか否か） 1. 該当する 2. 該当しない ※根拠となる資料の添付又は URL を記載（http://www. ）	
	下記の事項（ア～エ）のいずれか一つに該当するか（該当するものに○印） ア 個々の学術の専門分野における統一的かつ世界的な組織を有するもの イ 研究の領域が複数の専門分野にわたるものであって、統一的かつ世界的な組織を有するもの ウ 研究の領域が複数の専門分野にわたるものであって、ア又はイの国際学術団体を連合した世界的組織を有するもの エ 構成員のうち、各国代表会員がアジア地域等我が国が関係する地域等に限られるものであって、当該国際学術団体の研究の領域が複数の専門分野にわたるもの	
	10 か国を超える各国代表会員が加入している 1. 該当する 2. 該当しない	
	加入国数及び 主要な各国代表会 員を 10 記載	（ か国）
		・ 各国代表会員名（団体名を記載）／国名
その他	国内関係学協会 （主要 10 団体） を記載	

様式第3（第15条関係）

令和 年 月 日

日本学術会議会長 殿

委員会

委員長

令和 年度代表派遣会議調書

日本学術会議の行う国際学術交流事業の実施に関する内規第15条の規定に基づき、下記のとおり会議調書を提出いたします。

記

会議	名称	(和 文)			同委員会より複数会議に応募する場合、当該会議の順位： 位
		(欧 文)			
	開催地	国	市	会期	年 月 日～ 年 月 日
	開催間隔	1 定期 (年に1回) 2 不定期			
	使用語	英・仏・独・露・西 その他		出席に 必要な 資格	
会議形式		総会・役員会・評議員会・シンポジウム・委員会・その他 ()			
母体機関	名称	(和 文)			
		(欧 文)			
	所在地				
	性格	1 常設の国際学術団体（加入国数： か国） 2 会議開催のためにその都度組織される国際団体 3 特定国の団体（アカデミー、学会等） 4 その他（具体的に記入）			
	目的				
学術会議との関係	1 学術会議が団体加入している。 2 学術会議の加入していない国際学術団体であるが、対応する国内委員会（分野別委員会）が設置されている。 (委員会名：) 3 その他（学術研究団体の名称、所在地、電話番号、責任者名を記入）				
日本からの役員	(職名・氏名)				

主催機関	名称	(和 文)		
		(欧 文)		
	所在地			
	連絡責任者住所 氏名 (欧文で詳細に)			
会議参加状況		前々回 (第 回)	前 回 (第 回)	今 回 (第 回)
	開催年	年	年	年
	開催地 (国名)			
	参加国数	か国	か国	か国
	主要参加国			
	参加者総数	人	人	人
	日本からの参加者数	人	人	人
	日本からの参加者 (代表者) 氏名			
主要課題	(和 文)			
備考	(上記各項に関する補足説明、次回開催候補地等の参考事項を記入)			
	投票権の有無 (総会の場合) あり (票)、 なし	日本からの代表者の参加要請の有無 あり (座長、指名招請、一般的招請、その他:) 特になし		

作成者氏名	
所属・職名	
連絡先	(電話)

注

- ※印欄は記入不要です。
- 母体機関に当たるものが特でない場合は、主催機関を母体機関とみなして記入してください。
- 連絡責任者住所・氏名は文書の送付等事務的な連絡ができる人を記入してください。
- 会議の内容がわかるサーキュラーの写し1部を添付してください。

受付	調書番号
※ 令和 年 月 日	※

様式第4（第16条関係）

日本学術会議会長 殿

国際委員会委員長

氏名 _____

令和 年度代表派遣実施計画の案

日本学術会議の行う国際学術交流事業の実施に関する内規第16条の規定に基づき、下記のとおり代表派遣実施計画の案を提出します。

記

〈第16条第 項に係る国際会議〉（配分金額 円）

番号	会議名		開催地	会期 (日数)	派遣候補者 (職名)	旅費見積額				優先 順位
						日当 (旅行 日を含 む)	宿泊	交通 費	合計 額	
1			_____ ()	／ ～ ／ (日)	()	円	円	円	円	
2			_____ ()	／ ～ ／ (日)	()	円	円	円	円	
3			_____ ()	／ ～ ／ (日)	()	円	円	円	円	
4			_____ ()	／ ～ ／ (日)	()	円	円	円	円	
5			_____ ()	／ ～ ／ (日)	()	円	円	円	円	
6			_____ ()	／ ～ ／ (日)	()	円	円	円	円	
7			_____ ()	／ ～ ／ (日)	()	円	円	円	円	
8			_____ ()	／ ～ ／ (日)	()	円	円	円	円	
9			_____ ()	／ ～ ／ (日)	()	円	円	円	円	
10			_____ ()	／ ～ ／ (日)	()	円	円	円	円	

注 1 会期順に記載。

2 会期日数には、旅行日を含めない。

残 額 _____ 円

3 派遣候補者欄については、既に予定している者があれば記入。

様式第5（第17条関係）

令和 年度代表派遣実施計画

<
名

>

番号	会議名	会期	開催地	派遣人員
		/ ~ /	_____0	
		/ ~ /	_____0	
		/ ~ /	_____0	
		/ ~ /	_____0	
		/ ~ /	_____0	
		/ ~ /	_____0	
		/ ~ /	_____0	
		/ ~ /	_____0	
		/ ~ /	_____0	
		/ ~ /	_____0	
		/ ~ /	_____0	
		/ ~ /	_____0	
		/ ~ /	_____0	
		/ ~ /	_____0	

様式第6（第18条関係）

令和 年 月 日

日本学術会議会長 殿

委員会

委員長

令和 年度代表派遣会議候補者推薦書

日本学術会議の行う国際学術交流事業の実施に関する内規第18条第1項の規定に基づき、下記のとおり派遣候補者を推薦いたします。

記

会議 の 名 称	(和 文)				
	(欧 文)				
開催地	国	市	会期	年 月 日～ 年 月 日	
氏名	本人慣用の ローマ字表記				
勤務先		職 名	(英訳)		
勤務先 所在地				(電話番号)	
現住所				(電話番号)	
最終学歴及び 主な職歴					
主な研究 業績					
日本学術会議 との関係	1 会員（第 部） 2 分野別委員会（ 委員会） 3 国際委員会分科会委員（ 分科会）（1、2を除く）				

様式第7（第25条関係）

令和 年 月 日

日本学術会議会長 殿

報告者氏名 _____

所属する分野別委員会名・分科会名

代表派遣会議出席報告書

日本学術会議の行う国際学術交流事業の実施に関する内規第25条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

記

1 会議の名称

(和 文) _____

(欧 文) _____

2 会 期

年 月 日から 年 月 日まで (日間)

3 会議の概要

- (1) 会議の形式
- (2) 会議の開催周期
- (3) 会議開催地、会議場
- (4) 会議開催母体機関
- (5) 会議開催主催機関及びその性格
- (6) 参加状況（参加国名・数、参加者数、日本からの参加者の氏名・職名・派遣機関）
- (7) 次回会議予定（会期、開催地、準備組織、主なテーマ）

4 会議の学術的内容

- (1) 日程と主な議題
- (2) 提出論文（日本からの提出分、日本以外からの提出分）
- (3) 学術的内容に関する事項（当該分野の学術の動向、今後の重要課題等）
- (4) その他の特記事項（報告すべき審議内容・成果、日本が果たした役割、共同声明の有無、国内外での報道状況、次回開催に向けての課題等）

5 会議の運営

- (1) 会議の使用語
- (2) 出版物（サーキュラー、論文前刷、プロシーディングス）
- (3) 会議付帯行事（学術研究旅行、展示、社交）

6 会議全般に関する所見

7 分担金の負担額の変更等（以下、日本学術会議加入国際学術団体の場合記入）

- (1) 日本の負担予定額
- (2) 日本以外の主要国の負担予定額
- (3) 実施の時期
- (4) 変更の理由（理由及び計算の根拠について詳細に記述すること。変更内容の資料を添付）
- (5) 定款等の改定、分担金の変更等についての国内委員会及び日本学術会議事務局国際部への事前連絡有無

8 関係国際学術団体の運営等

- (1) 定款・規則の新設・改廃（関係資料を提出の上、要点を記述）
- (2) 新役員
- (3) 新規加入・脱退等（国名、団体名）
- (4) 新設・改廃された委員会等
- (5) その他運営に関する決定事項

9 投票権を行使した決議事項のうち重要と思われる事項及びその概要

10 以下について、チェックを入れる

☐ 1, 2, 3, 4, 6に記載した内容を日本学術会議ホームページに掲載することを了承

☐ 日本学術会議ホームページ等の広報活動に使用する写真の提供が可能

様式第8（第32条関係）

令和 年 月 日

日本学術会議

会長

殿

（学術研究団体名）

（代表者名）

令和 年度共同主催国際会議申請書

下記の国際会議が日本で開催されることが決定しましたので、貴会議が同国際会議を（学術研究団体名）と共同して開催されるよう申請します。

記

令和 年に共同主催を希望する国際会議の概要

会議の名称	和文： 英文：
開催時期	
開催場所	
主催団体	
後援等団体	※多い場合は主要なもののみ記載。
母体団体	和文： 英文：
参加予定者数等	国外 人 国内 人 計 人 [か国・地域]
会議使用言語	
会議概要 （会議の意義・目的や日本開催の経緯等について簡潔に記載。）	
開催経費の財源 [募金団体]	参加費 千円 助成金 千円 寄付金 千円 その他 千円 計 千円
連絡先 （氏名・所属・肩書・住所・電話番号等）	氏名：（所属・肩書） 住所： 電話番号： E-mail：

提出資料 （申請時に作成が可能な資料がある場合は、チェックして下さい。様式任意。）	☐ 会議内容（会議の構成、主要プログラム、展示・一般向けプログラムの有無等を記載） ☐ 日程表（表形式にし、午前・午後、夜の別に内容を記載） ☐ 会議プロシーディングス（印刷及び配布方法を明記） ☐ 著名な国外・国内参加者（氏名、所属、受賞歴等） ☐ 組織委員会の構成等（発足年月日、学術研究団体との関係等） ☐ 会議の主題となる学問分野及び近年の研究成果に関する資料 ☐ 会議の収支予算書 ☐ その他の資料（ ）
--	---

※現時点で未定の場合は、未定である旨記載してください。

※提出資料欄でチェックした資料については、審査の過程で提出をお願いする場合があります。

連携会員（特任）選考要領（案）

令和 8 年 ○ 月 ○ 日
日本学術会議第○回役員会決定

（総則）

第1条 日本学術会議会則（令和8年日本学術会議規則第○号）第43条第2項に基づき委嘱する連携会員（以下「連携会員（特任）」という。）の選考については、会則に定めるもののほか、本要領に定めるところによる。

（候補者の推薦）

第2条 連携会員（特任）の候補者の推薦は、次の各号のとおり行う。なお、候補者の推薦に当たっては、本人の内諾を得ておくこととする。

- （1）各部は、分野別委員会及び同委員会に置かれる分科会並びに日本学術会議の運営に関する内規（以下「内規」という。）第6条第1項に基づき部に置かれる分科会の特定の専門的事項の審議に参画させる必要があると認める者を、連携会員（特任）の候補者として、役員会に推薦する。
 - （2）副会長及び各部は、分野別委員会を除く委員会並びに同委員会に置かれる分科会及び小分科会の特定の専門的事項の審議に参画させる必要があると認める者を、連携会員（特任）の候補者として、役員会に推薦する。ただし、若手アカデミーに係る連携会員（特任）の候補者の推薦は、若手アカデミー運営分科会が行う。
 - （3）国際委員会は、学術に関する国際会議への代表の派遣その他の国際業務に参画させる必要があると認める者を、連携会員（特任）の候補者として、役員会に推薦する。
- 2 役員会は、専門的事項の審議が行われる委員会、分科会若しくは小分科会の委員として選考した場合又は国際業務に参画させる必要があると認めた場合には、会則第44条第5項の連携会員の候補者として決定することとする。

（委員会、分科会等への審議参画のための選考要件）

第3条 前条第1号及び第2号の規定に基づき推薦する連携会員（特任）の選考要件は、次の各号のとおりとする。

（1）連携会員等との関係

委員会及び分科会等（分科会及び小分科会をいう。以下同じ。）は、会員又は連携会員（連携会員（特任）を除く。以下この号及び第4条第1号において同じ。）で構成することを原則とし、連携会員（特任）の任命は、会員、連携会員の中に、国際業務や特定の専門的事項に係る深い見識を有する専門家がおらず、会員、連携会員のみでは十分な審議をすることが困難である場合に限る。

なお、国際学術団体の役員であることを理由として連携会員（特任）を任命する必要のある場合には、原則として、当該団体の代表及びそれに準ずる

役員（運営組織の役員）を対象とする。

（２）連携会員（特任）の任期

任期は、原則として、常設の委員会又は分科会等に参画する場合は期末までとし、時限設置の委員会又は分科会等に参画する場合は当該委員会又は分科会等の設置期限満了までとする。

なお、国際学術団体の役員であることを理由として任命された連携会員（特任）の任期は当該役員の任期内に限るものとする。

（３）委員構成に占める割合

委員会及びこれに置かれる分科会等の連携会員（特任）数は、それぞれ次に掲げる人数を超えないものとする。

ア 分野別委員会及び同委員会に置かれる分科会等（国際対応分科会等を除く） 2名

イ 役員会附置委員会及び課題別委員会並びにこれらの委員会に置かれる分科会等、機能別委員会に置かれる分科会等、分野別委員会に置かれる国際対応分科会等並びに若手アカデミー及び同アカデミーに置かれる分科会委員数の2分の1に相当する数又は10人のいずれか少ない数

（国際業務参画のための選考要件）

第4条 第2条第3号の規定に基づき推薦する連携会員（特任）の選考要件は、次の各号のとおりとする。

（１）連携会員（特任）の選考

国際業務に会員、連携会員以外の専門家を参画させる際には、所与の目的を果たすべく適任者を選考することとする。

（２）連携会員（特任）の任期

前号の選考において連携会員（特任）を任命するときには、その任期は必要最小限の短期間に限定することとする。

（その他）

第5条 連携会員（特任）の推薦は、別紙様式1及び2により行うものとする。

附 則

この要領は、決定の日から施行する。

役員（運営組織の役員）を対象とする。

（２）連携会員（特任）の任期

任期は、原則として、常設の委員会又は分科会等に参画する場合は期末までとし、時限設置の委員会又は分科会等に参画する場合は当該委員会又は分科会等の設置期限満了までとする。

なお、国際学術団体の役員であることを理由として任命された連携会員（特任）の任期は当該役員の任期内に限るものとする。

（３）委員構成に占める割合

委員会及びこれに置かれる分科会等の連携会員（特任）数は、それぞれ次に掲げる人数を超えないものとする。

ア 分野別委員会及び同委員会に置かれる分科会等（国際対応分科会等を除く） ２名

イ 役員会附置委員会及び課題別委員会並びにこれらの委員会に置かれる分科会等、機能別委員会に置かれる分科会等、分野別委員会に置かれる国際対応分科会等並びに若手アカデミー及び同アカデミーに置かれる分科会委員数の２分の１に相当する数又は１０人のいずれか少ない数

（国際業務参画のための選考要件）

第４条 第２条第３号の規定に基づき推薦する連携会員（特任）の選考要件は、次の各号のとおりとする。

（１）連携会員（特任）の選考

国際業務に会員、連携会員以外の専門家を参画させる際には、所与の目的を果たすべく適任者を選考することとする。

（２）連携会員（特任）の任期

前号の選考において連携会員（特任）を任命するときには、その任期は必要最小限の短期間に限定することとする。

（その他）

第５条 連携会員（特任）の推薦は、別紙様式１及び２により行うものとする。

附 則

この要領は、決定の日から施行する。

別紙様式 1

(日 付)

日本学術会議会長
〇〇 〇〇 殿

〇〇 〇〇

表 1 の（委員会の審議事項／国際業務）に参画するため、表 2 の者を連携会員（特任）の候補者として推薦します。

（表 1）参画する委員会の審議事項／国際業務及び期間

委員会等名	〇 〇 〇 分 科 会／〇 〇 〇 国 際 業 務
参画する委員会の審議事項 ／国際業務	
審議／業務期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

（表 2）連携会員（特任）候補者

氏名	国籍	年齢	性別	現 職	専門分野	日本学術会議 活動歴

（表 3）選考要件についての説明 ※ 国際業務への参画（代表派遣等）の場合、表 3 は記入不要

氏 名	理 由 説 明
	※連携会員（特任）を推薦するにあたり、下記の点を明確にして、理由を説明してください。（①～④は必須、⑤は該当する場合のみ） ①当該連携会員（特任）なしでは十分な審議が困難である理由 ②会員、連携会員の中に、同等の専門家がいらないことについて ③候補者の任期 ④現時点での当該委員会・分科会における連携会員（特任）の数（比率） ⑤（国際の場合）国際関係団体との関係

注1) 添付資料として、日本学術会議連携会員（特任）候補者推薦書（別紙様式2）を添付する（代表派遣等国際業務への参画の場合は不要）。

注2) 委員構成に占める連携会員（特任）の割合は、それぞれ次に掲げる人数を超えないものとする。

（ア）分野別委員会及び同委員会に置かれる分科会等 2名

（イ）役員会の附置委員会、課題別委員会及びこれらの委員会に置かれる分科会等並びに機能別委員会に置かれる分科会等並びに若手アカデミー及び同アカデミーに置かれる分科会 委員数の2分の1に相当する数又は10人のいずれか少ない数

推 薦 書

1. 推薦者が記入する項目

 … 必須入力項目です

あなた(推薦者)の氏名

候補者が所属するのに適切と考える分野別委員会 ※ドロップダウンリストから選択してください。

 委員会が適切である

候補者の推薦区分

 に推薦する

推薦理由 ※ 全角500文字以内で記入してください。この枠いっぱいでは500文字です。

(参考) 現在、約 0 文字です。

2. 候補者が記入する項目

 … 必須入力項目です

 … どれかひとつは入力してください

< 姓 >

< 名 >

氏名:

性別:

※[男][女]から選択してください。

ふりがな:

※全角ひらがな

生年月日:

就任時

 歳

西暦4桁/月/日 形式で入力してください。

戸籍名:

ふりがな:

※全角ひらがな

※ 通常使用している氏名と戸籍名が異なる場合に記入してください。 <姓><名>のどちらかだけが異なる場合でも、<姓><名>の両方を入力してください。

候補者の日本学術会議での前職 ※ドロップダウンリストからの選択です。

 会員 である

勤務先名:

勤務先での職名:

< 自宅住所 >

郵便番号:

※ハイフン区切り半角数字

都道府県:

所在地(市区町村以下):

建物等名:

電話番号:

※ハイフン区切り半角数字

FAX番号:

※ハイフン区切り半角数字

E-mail:

< 勤務先 > ※勤務先がない場合は、自宅住所を再度記入してください。

郵便番号:

※ハイフン区切り半角数字

都道府県:

所在地(市区町村以下):

建物等名:

電話番号:

※ハイフン区切り半角数字

内線番号:

FAX番号:

※ハイフン区切り半角数字

E-mail:

※ 郵送以外に、自宅が勤務先の中で少なくとも1つの連絡方法を入力してください。

優先する連絡先:

に連絡する

※[自宅][勤務先]から選択してください。

様式2

＜ 主要な学歴および学位を3件以内で記入してください ＞

	年	月	学歴・学位の内容
学歴・学位 1 :			
学歴・学位 2 :			
学歴・学位 3 :			

※西暦4桁（半角数字） ※1～12の半角数字

＜ 主要な職歴を現職から順に遡って7件以内で記入してください ＞

	年	月	職歴の内容
職歴 1 :			
職歴 2 :			
職歴 3 :			
職歴 4 :			
職歴 5 :			
職歴 6 :			
職歴 7 :			

※西暦4桁（半角数字） ※1～12の半角数字

現職名・名簿記載職名 :

※ こちらに記入した内容が、名簿記載上の職名となります。

＜ 専門分野（「科学研究費助成事業（科研費）」の審査区分表の中から相当する小区分名）を3件以内で入力してください＞
（小区分名は「科研費審査区分表」シート参照）

※科研費を受け取っていない場合でも、該当すると思われる専門分野を入力してください。

	＜小区分名＞	＜ 小区分の説明 ＞
専門分野(科研費審査区分) 1 :		※ #N/A と表示された場合は＜小区分名＞が誤りです。
専門分野(科研費審査区分) 2 :		※ #N/A と表示された場合は＜小区分名＞が誤りです。
専門分野(科研費審査区分) 3 :		※ #N/A と表示された場合は＜小区分名＞が誤りです。

＜ 主要な研究内容を3件以内で記入してください ＞

研究内容 1 :	
研究内容 2 :	
研究内容 3 :	

＜ 所属している国内の学会の名前を3件以内で記入してください ＞

国内所属学会名 1 :	
国内所属学会名 2 :	
国内所属学会名 3 :	

＜ 所属している海外の学会の名前を3件以内で記入してください ＞

国際所属学会名 1 :	
国際所属学会名 2 :	
国際所属学会名 3 :	

様式2

＜ 主要な学術論文、著書、特許等の学術的業績を5件以内で記入してください ＞

業績 1: ※[学術論文][著書][産業財産権]から選択してください。

▼ 項目名は上記の選択に応じて変化します。

著者名又は発明者名:

標題、書名又は
産業財産権の名称:

雑誌名、出版社又は
会議名、開催場所等：

発行年、開催年又は取得年: ※西暦4桁（半角数字）

業績 2: ※[学術論文][著書][産業財産権]から選択してください。

▼ 項目名は上記の選択に応じて変化します。

著者名又は発明者名：

標題、書名又は
産業財産権の名称:

雑誌名、出版社又は
会議名、開催場所等：

発行年、開催年又は取得年: ※西暦4桁（半角数字）

業績3: ※[学術論文][著書][産業財産権]から選択してください。

▼ 項目名は上記の選択に応じて変化します。

著者名又は発明者名:

標題、書名又は
産業財産権の名称:

雑誌名、出版社又は
会議名、開催場所等：

発行年、開催年又は取得年: ※西暦4桁（半角数字）

業績 4: ※[学術論文][著書][産業財産権]から選択してください。

▼ 項目名は上記の選択に応じて変化します。

著者名又は発明者名:

標題、書名又は
産業財産権の名称:

雑誌名、出版社又は
会議名、開催場所等：

発行年、開催年又は取得年: ※西暦4桁（半角数字）

業績 5: ※[学術論文][著書][産業財産権]から選択してください。

▼ 項目名は上記の選択に応じて変化します。

著者名又は発明者名:

標題、書名又は
産業財産権の名称:

雑誌名、出版社又は
会議名、開催場所等：

発行年、開催年又は取得年: ※西暦4桁（半角数字）

< 主要な受賞歴を3件以内で記入してください >

受賞年

賞名

授賞機関

受賞歴 1:

受賞歴 2:

受賞歴 3:

※西曆4桁（半角數字）

※ 最後まで入力できましたら内容を確認のうえ、このファイルを保存して、日本学術会議事務局審議部審議運営課、国際部国際総括課の関係職員に送付してください。

※ メールで送付される際には、セキュリティの確保から必ずパスワードをつけて送信し、別途パスワードをメールまたは電話等で事務局に伝えますようお願いいたします。

※ 複数のファイルを送付される場合はファイル名が重複しないように、各ファイル名を異なるものに適宜変更してから送付してくださいませうお願いします。

機能別委員会運営要綱（案）

令和 8 年 ○ 月 ○ 日
日本学術会議第○回役員会決定

（組織）

第 1 条 機能別委員会の構成及び委員会の庶務を処理する事務局の担当は以下のとおりとする。

委員会名	構成（○印は委員長）	事務局
企画委員会	○会長 副会長 会長特別補佐 各部の 3 名（うち 1 名は部長、副部長又は幹事）の会員 必要に応じて会員又は連携会員から選ばれる 3 名以内の委員	運営企画部 広報・渉外部
科学者委員会	○副会長（日本学術会議会則（以下「会則」という。）第 16 条第 1 号担当） 各部の 3 名（うち 1 名は部長、副部長又は幹事）の会員 若手アカデミー会員 1 名 必要に応じて会員又は連携会員から選ばれる 3 名以内の委員	審議部
国際委員会	会長 ○副会長（会則第 16 条第 4 号担当） 各部の 3 名（うち 1 名は部長、副部長又は幹事）の会員 必要に応じて会員又は連携会員から選ばれる 3 名以内の委員	国際部
財務委員会	○副会長（会則第 16 条第 5 号担当） その他の副会長 各部の部長	管理部
社会連携・広報委員会	○副会長（会則第 16 条第 3 号担当） 各部の 1 名の会員 地区会議代表幹事会の会員 1 名（委員長を除く。） 若手アカデミー会員 1 名 必要に応じて会員又は連携会員から選ばれる 15 名以内の委員	広報・渉外部 審議部
意思の表出 対応委員会	○副会長（会則第 16 条第 2 号担当） 以下の各号に掲げる 15 名以内の会員又は連携会員 （1）副会長（会則第 16 条第 2 号担当）が指名する会員 又は連携会員 （2）各部の部長が指名する会員又は連携会員	審議部
中期的な活動計画・年度計画委員会	○会長 副会長 会長特別補佐 各部の 3 名（うち 1 名は部長、副部長又は幹事）の会員	運営企画部
自己点検評価委員会	○会長 副会長 会長特別補佐	運営企画部

	各部3名（うち1名は部長、副部長又は幹事）の会員	
--	--------------------------	--

（雑則）

第2条 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他機能別委員会の運営に関し必要な事項は、各委員会が定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。

分野別委員会運営要綱（案）

令和 8 年 ○ 月 ○ 日
日本学術会議第○回役員会決定

（組織）

第 1 条 日本学術会議会則第 55 条に規定する分野別委員会（以下「委員会」という。）は、それぞれの分野における会員又は連携会員をもって組織する。

（庶務）

第 2 条 委員会の庶務は、事務局各部の協力を得て、審議部において処理する。ただし、国際委員会との共同により置かれる分科会については、委員会において別に定める。

（雑則）

第 3 条 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。

課題別委員会設置要綱（案）

令和 8 年 ○ 月 ○ 日
日本学術会議第○回役員会決定

（趣旨）

第 1 条 課題別委員会に関する事項は、日本学術会議の運営に関する内規（令和 8 年 ○ 月 ○ 日第○回役員会決定）第 5 条に定めるもののほか、本要綱の定めるところによる。

（課題別委員会の役割）

第 2 条 課題別委員会は、社会が抱えるその時々の課題のうち特に重要な課題について日本学術会議において審議し、科学者コミュニティを集約した適切な意見を時宜に応じて提案することをその役割とする。

（課題別委員会の審議課題）

第 3 条 課題別委員会は、学際的・分野横断的で緊急に意思の表出が必要な政策課題、政府等から検討の依頼があった課題であるなど日本学術会議として審議することが社会的に求められている課題、または社会的に必要であって日本学術会議から社会に意思の表出等を行う必要があると考えられる課題を審議する。

（設置の提案）

第 4 条 設置の提案に当たり、提案者は次の事項を整理し、別紙様式により、役員会に提案する（A 4 版 3 枚程度とし、その他必要な資料を添付する）。

（1）課題の内容

- ① 課題の概要
- ② 審議の必要性
 - ・ 報告は主として誰を対象とし、どのように活用されることを想定するか
 - ・ 課題につき、達成すべき結果、もたらすべき成果は何か 等
- ③ 課題に関連し、日本学術会議が過去（又は現在）に行っている検討や意思の表出等があるか。ある場合、それとの整合性
- ④ 課題に関連し、政府機関等国内の諸機関、国際機関、他国アカデミーが出した報告、方針等があるか。ある場合、それとの関係
- ⑤ 各府省等からの審議要請があるか

（2）審議の進め方

- ① 課題検討への主体的参加者は誰か
- ② 必要な専門分野
 - （※ 委員会の構成に当たっては、各部から一定割合の委員が必ず入ること）
- ③ 中間目標を含む完了に至るスケジュール

（3）その他課題に関する参考情報

(提案の審査)

第5条 提案の審査は次の観点から行うものとする。

(【 】内は、主な判断材料となる設置提案書の項目)

(1) 課題設定は適切か

① 最終成果物である意思の表出等はどの程度まで役立つものになるか

【4 (1) ~ (5)】

- ・ 政府機関、科学機関、事業者、あるいは市民にとって重要な情報となるか
- ・ 科学技術政策等への建設的な新たな提言となるか
- ・ I S C、S C Aなどへの貢献として国際的な意義を有するか
- ・ 各府省との関係強化に役立つか 等

② 関係府省、国際機関、学協会等の最新の動きをフォローしているか

【4 (1)、(2)、(4)】

③ 日本学術会議の能力で、所期の結果または成果を達成できるか

【4 (1)、5 (1) ~ (3)】

④ 提案は現在の日本学術会議のプレゼンス向上にどの程度寄与するか

【4 (1)、(2)、(5)】

(2) 意思の表出等のタイミングは適切か

【4

(2)、5 (3)】

(3) 日本学術会議として他の課題に優先して取り組むべきものか 【4 (1)、(2)】

(4) 既存の委員会等との役割分担や整合性がとれているか

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

令和 年 月 日

日本学術会議会長 殿

課題別委員会設置提案書

日本学術会議が科学に関する重要課題、緊急的な対処を必要とする課題について審議する必要があるので、下記のとおり課題別委員会の設置を提案します。

記

- 1 提案者（※ 設置提案者は、会長、副会長、部長、会則第55条第1項に規定する委員会の委員長又は5名以上の会員）
- 2 委員会名（仮称）
- 3 設置期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 4 課題の内容
 - （1）課題の概要
 - （2）審議の必要性と達成すべき結果
 - （3）日本学術会議の過去（又は現在）の関連する検討や報告等の有無（※ 有の場合、それを受けて提案する委員会でどのような審議をするか）
 - （4）政府機関等国内の諸機関、国際機関、他国アカデミー等の関連する報告等の有無（※ 有の場合、その名称、発出元、公表年、及びそれを受けて提案する委員会でどのような審議をするか）
 - （5）各府省等からの審議要請の有無（※ 有の場合、具体的に）
- 5 審議の進め方
 - （1）課題検討への主体的参加者
 - （2）必要な専門分野及び構成委員数（各部別の委員概数を含む）
 - （3）中間目標を含む完了に至るスケジュール
- 6 その他課題に関する参考情報（※ 分科会を設置する場合は名称、役割、構成委員数）

若手アカデミー運営要綱（案）

令和 8 年 ○ 月 ○ 日
日本学術会議第○回役員会決定

（総則）

第 1 条 日本学術会議会則（令和 8 年日本学術会議会則第 1 号。以下「会則」という。）
第 60 条に基づく若手アカデミーの運営は、この要綱の定めるところによる。

（任務）

第 2 条 若手アカデミーは、広く内外の若手科学者との連携を図りつつ、次の活動を行うものとする。

- （1）若手科学者の視点を活かした意思の表出等の発信
- （2）若手科学者ネットワークの運営
- （3）若手科学者の意見収集と問題提起
- （4）若手科学者の国際交流
- （5）産業界、政府及び地方公共団体、NPO 等各種団体との連携
- （6）科学教育の推進
- （7）その他若手アカデミーの目的の達成に必要な事業

（若手アカデミー会員）

第 3 条 若手アカデミーは、期ごとに会員又は連携会員（会則第 43 条第 2 項に基づき委嘱された連携会員（以下「連携会員（特任）」という。）を含む。以下、「若手アカデミー会員」という。）をもって組織する。

- 2 若手アカデミー会員は、満 45 歳未満（ただし、次項に規定する構成を満たすために特段の必要がある場合にあっては満 50 歳未満）である会員又は連携会員のうち、積極的な参加意思を持つ者の中から、役員会が日本学術会議法（令和 7 年法律第 70 号）第 1 条に定める目的を若手アカデミーの活動を通じて達成しうると認められる者を選考し、決定する。
- 3 若手アカデミー会員の構成については、年齢及び所属する機関の地域バランスを考慮しつつ、学問分野及び性別の構成が偏らないように配慮するものとする。
- 4 一人の会員又は連携会員が若手アカデミーに所属する期間が通算 9 年に達した場合又は満 45 歳（第 2 項のただし書きの場合にあっては満 50 歳）に達した場合には、その期をもって若手アカデミーへの所属を終えるものとする。ただし、この通算期間には、連携会員（特任）として若手アカデミーに所属する期間を含まないものとする。

（若手アカデミー会議）

第 4 条 若手アカデミーは、若手アカデミー会議を開催する。

- 2 若手アカデミー会議は、互選により構成員の中から代表 1 名を選出する。代表は若手アカデミー会議を主宰する。

- 3 代表は、若手アカデミー会議の承認を得て、副代表1名、幹事2名を指名する。
当該代表の任期は、日本学術会議の期の末日までとする。
- 4 若手アカデミー会議は、代表が招集する。ただし、初回は日本学術会議会長が招集する。
- 5 代表は、若手アカデミー会議に役員会の構成員の出席を求めることができる。

(その他の下部組織)

- 第5条 若手アカデミーに、運営分科会を置き、若手アカデミーの日常の活動に関する事項を審議する。
- 2 運営分科会は、代表、副代表、幹事及び次項に定める若手アカデミー分科会の委員長で構成する。
 - 3 若手アカデミーに、特定のテーマに関する検討を行うため、若手アカデミー分科会を置くことができる。
 - 4 若手アカデミー分科会の設置は、運営分科会が役員会に提案し、承認を得る。また、その構成員については、運営分科会が若手アカデミー会員の中から選考し、会長に推薦して、承認を得るものとする。
 - 5 若手アカデミー分科会は、見解又は報告を取りまとめ、意思の表出対応委員会の承認を得て、若手アカデミーを表出主体として発出することができる。

(留意事項)

- 第6条 若手アカデミーの事業は、法令及び規則等並びに若手アカデミーの主旨に反しない範囲において、その自主的判断に任せるものとする。

(庶務)

- 第7条 若手アカデミーの庶務は、事務局国際部の協力を得て、審議部において処理する。

(準用等)

- 第8条 この要綱に定めるもののほか、若手アカデミーの運営に関し必要な事項は若手アカデミーが定める。
- 2 別段の定めのある場合を除き、日本学術会議関係法令における「委員会」に関する規定は若手アカデミー会議に、「分科会」に関する規定は運営分科会及び若手アカデミー分科会に準用する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。

各賞候補者推薦対応要領（案）

令和 8 年 ○ 月 ○ 日

日本学術会議第○回役員会決定

（総則）

第 1 条 国内外の学術関係団体等が主催する科学に関する各種の賞・報奨金等（以下単に「賞」という。）に係る候補者の推薦については、この要領により処理する。

（候補者の選考等）

第 2 条 会長は、前条の賞の候補者の推薦を行う場合には、賞の対象分野に係る部又は委員会に対し、候補者の選考を求める。

2 候補者の選考を求められた部又は委員会は、可能な限り候補者を推薦することとし、選考の結果を会長に報告する。

（候補者の決定等）

第 3 条 会長は、前条の報告を踏まえ、候補者の推薦について役員会に諮り、これを決定する。

2 会長は、上記の経路を経て、賞の主催団体等に対し、候補者を推薦する。

附 則

この要領は、決定の日から施行する。

外部委員候補者等推薦依頼対応要領（案）

令和 8 年 ○ 月 ○ 日

日本学術会議第○回役員会決定

（総則）

第 1 条 日本学術会議に対する国内外の学術関係団体等からの当該団体等における各種委員会委員等（以下「外部委員」という。）に係る候補者の推薦依頼については、この要領により処理する。

（候補者の選考等）

第 2 条 会長は、外部委員候補者の推薦依頼があった場合には、副会長又は外部委員の対象分野に係る部に対し、候補者の選考を求める。

2 候補者の選考を求められた副会長又は部は、可能な限り候補者を推薦することとし、選考の結果を会長に報告する。なお、候補者を推薦する場合には、本人の内諾を得ることとする。

（候補者の決定等）

第 3 条 会長は、前条の報告を踏まえ、候補者を決定する。

2 会長は、上記の手続を経て、外部委員候補者の推薦依頼団体等に対し、結果を通知する。

附 則

この要領は、決定の日から施行する。

日本オープンイノベーション大賞要領（案）

令和 8 年 ○ 月 ○ 日
日本学術会議第○回役員会決定

（目的）

第1条 学術の視点から、産学官金等の各主体における連携を含むオープンイノベーション等の科学技術イノベーション創出に係る活動において、先導的又は独創的な取組の実施等（以下「取組等」という。）を通じ、当該活動の推進に多大な貢献し、若しくは他の模範となることが期待される事例又は着想等を称えることにより、我が国の科学技術イノベーション創出に係る活動の更なる進展に寄与することを目的とする。

（表彰の対象）

第2条 表彰は、科学技術イノベーション創出に係る活動のうち、次の各号の一の分野において、学術の視点から特に顕著な取組等が認められる個人又は団体に対して行う。

- （1）連携の工夫や仕組みづくり等において優良な事例又は着想
- （2）将来の社会や産業の在り方に革新をもたらすこと等が期待される事例又は着想
- （3）その他科学技術イノベーション創出に係る活動の推進に資する事例又は着想等

（表彰者）

第3条 表彰は、日本学術会議会長（以下「会長」という。）が行う。

（表彰の方法）

第4条 表彰は、表彰状を授与して行う。

（被表彰者の選考の時期）

第5条 被表彰者の選考は、年1回行う。

（被表彰者の決定）

第6条 公募（自薦及び他薦）により集められた候補者のうちから、別に定める選考委員会等の意見を聴いて、会長が、被表彰者を決定する。

- 2 会長は、被表彰者の決定後、速やかに役員会にその旨を報告するものとする。

（表彰の事務）

第7条 表彰に関する事務は、日本学術会議事務局において行う。

- 2 日本学術会議事務局は、表彰に関し必要があると認めるときは、関係機関に対し、意見の聴取その他の必要な協力を求めることができる。

（実施要領）

第8条 この要領に定めるもののほか、本要領の実施に関して必要な事項は役員会で定める。

(その他)

第9条 この表彰は、令和9年までの間、実施することとする。なお、我が国の科学技術イノベーション創出に係る活動を取り巻く状況を踏まえ、必要に応じて運用の見直し等を行う。

附 則

この要領は、決定の日から施行する。

「共同利用・共同研究拠点」の認定に係る要望への対応要領（案）

令和 8 年 ○ 月 ○ 日
日本学術会議第○回役員会決定

（総則）

第 1 条 国公立大学に附置される研究施設が、学校教育法施行規則第 143 条の 2 第 2 項の規定に基づき、共同利用・共同研究拠点としての認定のために文部科学大臣に申請するに当たり、日本学術会議に対して要望書等の作成の依頼があった場合の対応は、この要領の定めるところによる。

（検討）

第 2 条 前条の依頼に対する対応は、関係する部又は分野別委員会若しくは分科会（以下「委員会等」という。）において、検討する。

（回答）

第 3 条 部又は委員会等において検討した結果に基づき、部長名又は委員長名で依頼元に回答する。

（報告）

第 4 条 部長又は委員長は、前条の回答をしたときは、役員会に報告する。

附 則

この要領は、決定の日から施行する。